

第 2 回定例会会議録

令和 6 年 6 月 1 0 日 (月)

開 議 午 前 1 0 時 0 0 分

○議長（荻原謙一君） これより本会議を再開します。

本日、暑くなることが予想されますので、随時、上着を脱ぐことを許可します。

ただいまの出席議員は 1 4 名、全員の出席であります。

理事者側も全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

初めに、小林建設水道課長から議案書の修正の発言を求められていますので、発言を許可します。小林建設水道課長。

○建設水道課長（小林 靖君） おはようございます。議案書 1 9 9 ページをご覧ください。

令和 6 年度御代田町下水道事業会計補正予算（第 1 号）でございます。

1 9 9 ページの下段、第 4 条になりますが、（1）職員給与費の欄です。既決予定額のところですが、1 万 5 , 3 5 0 円と表記してございますが、正しくは 1 , 5 3 5 万円でございます。単位を千円に訂正していただきますようお願いいたします。

この場をお借りしまして訂正し、お詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

――― 日程第 1 一般質問 ―――

○議長（荻原謙一君） 日程に従い、これより一般通告質問を行います。

順次発言を許可します。

なお、本日の一般質問の質問者は、午前 2 名、午後 3 名の計 5 名とします。

頁	通告番号	氏 名	件 名
5 6	1	内 堀 綾 子	給食費無償化の課題について
			龍神まつり実施にあたり町の想いは
			町長公務の管理について

7 2	2	森 泉 謙 夫	御代田町の未来について
			資格を持つ職員への対応について
			龍神の杜公園について
9 2	3	尾 関 充 紗	電話でお金詐欺（特殊詐欺）への対策について
			障がい福祉に関する福祉サービスについて
1 0 5	4	山 本 今朝和	公共施設のＬＥＤ化の進捗状況について
			畑灌水施設の管理保全対応について
1 1 1	5	中 山 温 夫	障がい者就労支援の推進について
			コロナ禍における特例貸付金の現状と総合相談支援体制から重層的相談支援事業の実施について

通告１番、内堀綾子議員の質問を許可します。

内堀綾子議員。

（３番 内堀綾子君 登壇）

○３番（内堀綾子君） 議席番号３、通告番号１、内堀綾子です。

２０２４年６月１０日、本日は「夢の日」ともいわれるとのこと、「６」を「む」とし、「夢」という漢字に置き換え、「十日の十」が入っている文字を「叶う」という字にあわせて、本日の６月１０日は夢が叶うような「夢の日」とされているようです。私の今回の質問においても、御代田町の課題について、夢が叶うようなご答弁を期待して質問に入らせていただきます。

１件目、給食費無償化の課題について。

御代田町では、小中学校給食費無償化となっているが、不完全な無償化だと感じるという点について伺います。

小園町長の１期目の公約のとおり、小中学校に通うお子様がいる保護者への給食費負担を減らすべく、御代田町例規集にありますように、令和３年３月２５日、教育委員会告示第２号、御代田町学校給食の無償措置に関する要綱を定めました。

要綱の中では、町内の小中学校に通う児童生徒の心身ともに健やかな成長の支援及び保護者の経済的負担の緩和を図るため、学校給食費を無償とする措置について必要な事項を定めるものとするとしています。

また、町外へ通学をする子どもの保護者については、令和3年3月25日、教育委員会告示第3号、御代田町学校給食費補助金交付要綱として、町外へ通学のお子様を持つ保護者の皆様へ補助金という形で要綱が定めてありました。

要綱は理解しておりますが、念のため、今回の一つ目の質問とさせていただきます。

町外の小中学校に通う子どもたちへの給食費無償化及び給食費等補助金の町の対応はどのようになっておりますでしょうか。

○議長（荻原謙一君） 阿部教育次長。

（教育次長 阿部晃彦君 登壇）

○教育次長（阿部晃彦君） おはようございます。それでは、お答えいたします。

学校給食法第11条で学校給食に係る経費の負担について定められており、施設や設備、人件費等、運営に要するものは学校の設置者の負担、それ以外の食材費等は学校給食費として児童生徒の保護者の負担となっています。

本来、保護者の皆様が負担すると定められた給食費を無償化したり、補助したりすることは、自治体ごとの判断になっているため、その実施の有無や内容はそれぞれ異なっています。

町では、町長就任当初から子育て世帯の経済的な負担を緩和することを目的に、学校給食費の無償化を重要政策として位置づけ、令和3年度からの実施に向け検討を進めていました。そんな中で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言の発出、宣言後の外出自粛、休業要請による社会経済の低迷、小中学校における臨時休校の長期化など、ご家庭における負担の増加を受け、令和2年7月、コロナ関連の家計支援施策として給食費の無償化を前倒しして実施しました。

その後、令和3年度からは、子育て支援策として無償化を本格実施するに当たり、理事者と協議を重ねる中で、町外へ通学している児童生徒のご家庭への補助についても検討し、やむを得ない状況により町外に通う場合のみを対象としました。このやむを得ない状況とは、町内に設置のない特別支援学校に通う場合のみとなっています。

以降、御代田町学校給食費の無償措置に関する要綱に基づく給食費の無償化にあわせて、御代田町学校給食費と補助金交付要綱に基づき、町外の特別支援学校へ通学しているご家庭に対して補助を実施しています。

対象者や内容については、開始当初から変更しておらず、町としては一貫して同じ対応を取っており、保護者の皆様にもご理解、ご協力を頂いています。町外の学校に通われるという判断をなされる際は、それぞれのご家庭の事情等の中、給食費の負担の有無についても十分ご検討した上で検討されているものと推察している状況でございます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○3番（内堀綾子君） 給食費無償化につきましては、それに付随する町外へ通学の子どもを持つ保護者の方への補助については、開始当初より見直されてはいないということですが、昨今の様々な事情から、町外の小中学校に通うお子様も増えているように思います。町外の小中学校に通う場合の給食費について、町長はどのようなご意見をお持ちですか。

○議長（荻原謙一君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 今、教育次長が答弁したとおりであります。もともと御代田町での給食費の無償化は、各教室で先生たちが集金をする手間をなくするとか、公会計の導入とか、あまり公会計の導入ということは議題にあまり上せていなかったですけれども、そういう課題があったということです。そういった町立学校での改革に呼応する形で始めた経緯がありまして、町立小中学校での無償化を基本としております。

ただ、町内に設置のない特別支援学校に通われる場合、町内の小中学校を選ぶ余地がないので、特例的に補助をしているという流れとなっております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○3番（内堀綾子君） 考えているか、今のはやってきていただいた事実だけだったんですが、公会計、分かります。学校のほうで集金をする手間等も考えると、給食費の無償化になったときに集金がなくなりますので、学校のほうでも助かるかと思えます。

義務教育において学校設置は、市町村管轄の公立や都道府県管轄の私立、また組合立などがありまして、市町村管轄の公立は給食費無償化についても市町村の裁量

で実施できますが、市町村の規模によって子どもの人数と財政規模の違いから、実施できる市町村と実施できない市町村があり、その中で、御代田町では子どもたちへの手厚い施策の下で多くの保護者が給食費無償化の恩恵を受けております。

この中で、御代田町の給食費無償化の恩恵より漏れている部分があり、私は給食費無償化が不完全だと思います。御代田町に住み、御代田町に住民税を払いながら町外の小中学校に通う選択をした場合は、その対象外になる方がいるというのは、その子も親も御代田町の町民です。なので、今回、町外に通われるこの給食費無償化の対象の拡大について、再考いただきたくと思いますが、ご検討についてどう思われますか。町長にお伺いいたします。

○議長（荻原謙一君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えいたします。

教育次長が答弁させていただいたとおりだと思います。これまでこの制度、給食費の無償化の制度を開始して以来、一貫してこの形を取ってきている。一貫してというか、告示が出た、先ほどご指摘にあったとおり、令和3年の3月25日の告示です。その時点から変えておりませんので、これでご理解いただいていると考えているところであります。

どんな制度に関しても、普段の検討というのはしているところでありますので、そういった中では全く、これについて何も考えないということはありませんけれども、今の時点では、この中身でご理解いただいていると考えているところでございます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○3番（内堀綾子君） 先ほども申しましたが、この要綱の中では、「町内の小中学校に通う児童生徒の心身ともに健やかな成長の支援及び保護者の経済的負担の緩和を図るため、学校給食費を無償とする措置について必要な事項を定めるものとする」とありますが、これは、町内の小中学校に通わなくても、児童生徒は同じ町民です。このあたり、町長はどのようなご認識ですか。

○議長（荻原謙一君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えします。

もちろん町民であると認識しております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○3番（内堀綾子君） 町民です。なので、町外に通う小中学生についても給食費無償化補助金の対象としていただきたいと切に願います。

確かに、私立につきましては県の管轄であります。給食費無償化を実施している市町村としていない市町村の差は、移住先として選択する上でも検討の範疇にあるかもしれません。市町村の規模や人口の年齢構成等、様々なところに重点を置かなければならないので、各市町村、完全に無償化、統一とはいかない現実も存じております。これについては、県や国でも、義務教育の過程での地域差の課題として考えてほしいと思います。

次に、（２）として、先ほど給食費無償化の対象拡大をお伝えしましたが、ここでは無償の前段階として、学校給食費に関わる費用について、無償の恩恵を受けている、私にも子どもがいますので、無償の恩恵を受けている私たちもそれに関わる経費などを知らなければと思い、質問させていただきます。

物価及び燃料費高騰における学校給食関連費の現状と、今後について伺いいたします。

○議長（荻原謙一君） 阿部教育次長。

（教育次長 阿部晃彦君 登壇）

○教育次長（阿部晃彦君） お答えします。

令和６年度の予算につきましてはですが、前年度の実績に物価高騰など値上がり分を加味した上で計上をしております。

主なものになりますが、施設等の修繕や設備の保守管理など、維持費関係で１，２１８万円、電気やガスなど光熱水費で１，２８２万円、食材費で７，６８６万７，０００円となっております。各経費とも日頃から節減に努めていますが、引き続き高騰しており、場合によっては予算が不足すること考えられます。その際は補正予算対応をしたいと考えていますので、ご理解をお願いいたします。

食材費、学校給食費の１人当たりの単価につきましては、学校給食費無償化にあわせ、令和３年度に改定し、１食当たり小学生２７０円、中学生３００円となって

います。しかしながら、長引く世界情勢の悪化や原油高による物価上昇の影響で、給食に使用する食材費も上昇しています。令和３年度以降の値上がり額は、中学生で１食当たり、パンが約１１円、ご飯が約２円、牛乳が約１０円などとなっております。

町では、使用する食材について安全性を確保しつつ、地場産や国内産を優先し、産地や品質、価格等を総合的に勘案するとともに、毎月価格の比較を行い、購入する食材を決定しています。なるべく栄養素を維持した上で価格を抑えるために様々な工夫に努めております。

本年度は現在の単価での提供が可能ですが、昨今の物価高騰等の影響により、今後も先行きが不透明な状況ですので、来年度以降の学校給食費については見直しを検討する必要があると考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○３番（内堀綾子君） 学校給食につきましては、学校給食法第４章、経費の負担第１１条、「学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち、政令で定めるものは義務教育諸学校の設置者の負担とする」とあります。これは経費、かかるもの、学校給食費、一口に学校給食費といいましても、給食の食材にかかるものとその経費にかかるものの負担がどこにあるかということがきちんと学校給食法のほうで定められております。学校給食と言っても本当に経費がかかる中で物価や燃料高騰もありますので、補正予算などで対応していただけると助かります。

次に、（３）として、御代田町では学校給食における地産地消の取組はどのようなになっておりますか。

○議長（荻原謙一君） 阿部教育次長。

（教育次長 阿部晃彦君 登壇）

○教育次長（阿部晃彦君） お答えします。

令和３年４月に農林水産省から公表された第４次食育推進基本計画では、健全な食生活を送るためには、その基盤として持続可能な環境が不可欠であることから、持続可能な食を支える食育の推進が重点項目の一つとして定められており、学校給食については、学校給食での地場産物を活用した取組等を増やすという目標が設定

されています。

このようなことから、町では、給食を食育の生きた教材として捉え、町内産の野菜やみそ、米、小麦粉などを購入し、給食を通しての地産地消に取り組んでいます。

購入に際し、事業者の皆様には、町の入札参加資格者登録をしていただいた上で、給食で提供できる必要量と品質を確保するなど、ご協力を頂いています。

また、地産地消推進事業として産業経済課からの補助も活用し、地元食材をより多く取り入れるよう努めています。

その他、児童生徒が地元の食材について理解や関心が深まるよう、毎月配布する献立表や校内放送を活用し、使用する地元食材の紹介をしたり、給食時の学校訪問で栄養教諭から使用している地元食材の特徴などについて、直接、児童生徒に話したりするなどの取組を行っています。

今後も、さらに児童生徒が給食を通して地域の食文化や農業をはじめとする地域の産業の状況を理解するとともに、生産者への感謝の心を育めるよう、引き続き関係機関と協力しながら学校給食での地産地消の取組を進めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○3番（内堀綾子君） 学校から持ち帰る給食の献立表には献立のみならず、食材についてや手洗いなどについて多岐にわたるアドバイスが記載されております。本当に大変感謝しております。参考になります。

農林水産省でも地産地消についての目標が設定されておりますが、小園町長は食についてどのようなお考えがございますか。

○議長（荻原謙一君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 恐れ入りますが、通告にあるもので質問されなかったり、その逆もあるということは、こちらとしても準備が不足しますので、もう少しそれなりの準備をできるようにご連絡いただきたいと思いますところなのですが、ただ、私なりに食に対する考え方はございますので、ここで今考えているところを述べてまいりたいと思います。

私は、2000年に北海道新聞社の記者になりまして、そのときに札幌の隣の江

別市というところで記者の活動をスタートさせたわけでありまして、その当時、この江別市の教育委員会は、焼き物の町ですので、いつもじゃないんですけども、江別産の焼き物を使って配膳するというようなお取組をやっていました。非常に江別の風土に合ったやり方をされているなということに、私も本当、まだ当時22、3で子どもを持つとかそういうことが全く考えに至っていなかった時代でしたけれども、ただいたく感動したのを覚えています。

やはりこの地域性というのをどうやって給食に生かしていくのかということは大変重要であろうと思っています。御代田町としても、今かなり工夫してできるだけ地元産の食材を使っていこうということは、学校給食係のほうで腐心にはいただいていると思います。

例えば、地元でみそを作られている女性グループ、味工房「みよた」の皆さんのみそを積極的に使っていくとか、やはり地元のものをどうやって使っていくかということがすごく大事だと思います。

今、江別の話をしたのはもう一つ理由がありまして、江別では「補完性の原則」という言葉を使っていました。補完性の原則とはどういうことかということ、まずは、地元で調達できるものは地元で調達しましょう。具体的に言えば、江別市の場合は江別市内ということだと思います。江別市内で調達できないものは、じゃあ、ちょっと広げて石狩管内、この辺でいうところの佐久管内と一緒に、佐久振興局管内と一緒にかと思うんですけど、石狩管内で調達できないか。またそれが無理だったら道央圏内、それが無理だったら北海道、それができなかつたら国内の北海道以外の地域からというふうに、そうやって補完性していくと。ただ基本はやはり地元の食材ですということをやられていたということでもあります。そういったやり方の結果、確か外国産の食材はグレープフルーツのみだったと記憶しています。

そういった取組を私見てきたという経験がありますので、もちろん今、本当に今、御代田町の教育委員会は頑張って地元の食材をできるだけ使うということでやってくれているわけでありましてけれども、そういった補完性の原則ということをもう一回頭に入れて物事を考えたときに、もう少しもしかしたら前に進めることができる可能性はあるなと思っていますので、そういったことを検討していくのは大変いいことなんじゃないかなと思っています。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○3番（内堀綾子君） 給食費無償化は一言で片付けられない課題かと思います。本当に補完性の法則、地元のものからだんだん使っていくという点では、御代田に強い味方である農家さん、加工の技術がありますので、町内活性化のためにも食との協働を図っていただけると幸いです。

また、先ほど補完性の法則とございましたが、その補完性の法則、それは町の委託にも同じことがいえるかと思います。様々な委託事業についても、町内、そこからまた佐久地域、そこから東信、長野県と進めた施策をお願いできればと思います。

別の件名として、龍神まつり実施に当たり、町の思いはという質問に入らせていただきます。

いよいよ7月には50周年を迎える龍神まつりが開催されます。御代田町ではこの開催に当たり実行委員会形式を取っていますが、一つ目の質問として、龍神まつり企画部会と実行委員会と町との関係はどのようなになっているかお聞かせください。

○議長（荻原謙一君） 木内産業経済課長。

（産業経済課長 木内一徳君 登壇）

○産業経済課長（木内一徳君） お答えいたします。

龍神まつり企画部会と実行委員会と町との関係ですが、企画部会は龍神まつり実行委員会の中の部会の一つとしての位置づけ、また、龍神まつり実行委員会の事務局を町が担っているという関係を持っています。

龍神まつり実行委員会は、龍神まつり実行委員会規約において、その組織や事務局、部会などが規定されています。規約に基づき、実行委員会は、御代田町長、御代田町議会正副議長と町民建設経済常任委員会の正副委員長、御代田町商工会長と青年部長、女性部長、御代田町観光協会長、佐久交通安全協会御代田支部長、御代田町公民館長、佐久少年警察ボランティア協会御代田支部長、龍の舞保存会会長、鼓響会長、御代田町各区分長、真楽寺総代の合計35名の委員で構成されています。

実行委員以外にも、実行委員会に企画部会、警備部会、舞踊部会、アナウンス部会を置くという規定を根拠として各部会が設置され、防犯協会や交通安全協会の役員、各地区分館長や舞踊講師など各団体をはじめ、多くの町民の皆様に各部会の部員として祭りにご協力を頂いています。

こうしたことから、企画部会の位置づけに関しましても、龍神まつり実行委員会

の部会の一つとして、祭り内容の企画を検討していただいています。

なお、各部会も含めた龍神まつり実行委員会全体に係る事務局を、現在、産業経済課で担っています。これは、実行委員会の事務局は御代田町観光担当課に置くという規約上の規定に基づくものでございます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○3番（内堀綾子君） 今まで関わってくださった多くの皆様の思いが詰まった龍神まつりでもあります。昨年は予想を上回る人出でにぎわいました。その中で、今後は運営もきちんとしていかなければ危険もあり、危ないような気がします。

また、ただ一つのイベントとしてされてしまうのは悲しく思います。これがお答えしていただけるかどうか分かりませんが、小園町長にとって龍神まつりはどのようなお祭りだとお考えですか。

○議長（荻原謙一君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えします。

龍神まつりに対する思いというのは、これまでの議会の答弁の中でも十分に言ってきたつもりはありますが、もう一度、そういうことであれば、お答えしたいと思います。

龍神まつり、もともと最初の10回ぐらいは花火大会として企画されてきて、それが商工会の若手を中心として手弁当で龍を作り、それを舞うという、非常に最初は自然発生的に始まってきたお祭りであるということでありまして、先々週か、私、龍神まつりの50回の決起集会というのを龍の舞保存会がやった、そういった集会に来賓として参加させていただいたわけでありすけれども、その場に、今度龍を担ぎたいという若手から、初代の会長である黒澤さんを前に100人近くの方が、決してそんなに大々しない龍の館に集まり、それぞれの今回の第50回に向ける思いというのを口々に語る、そんな決起集会になっておりました。大変、若い皆さんが、なかなかお祭り以外で町のことに携わっていくということは、それほどなかなかきっかけがない。このきっかけはまた別につくっていく必要があるとは思っているのですが、ただ、お祭りというのが、町民のある種統合の象徴であったりとか、町民の心を盛り上げ、またまとめていくというか、そういったことで非常に意義深

いものなんだろうなというふうに改めて思いました。もともと思っていましたけれども、今回の決起集会を通して改めて痛感したところであります。

何年か前に企画部会のほうで、この祭りはどういうお祭りかということでもとめたところ、これは町民のためのお祭りであるということがうたわれたわけでありませう。

そういったことから、町民がどういうふうにこれからもこの５年後、１０年後、５０年後というふうに町に住み続けたいかと、それを思えるような、その一つの大きな軸にこの祭りがなっているのではないかなということを思いますので、これからも町としてしっかりと支えてまいりたいなと感じているところでございます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○３番（内堀綾子君） おっしゃるとおり、今年は中学校以上の１０代の子たちも多く担ぎ手として参加するようです。

お祭り、市町村の規模によっては商工会や観光協会やら、市町村で行う祭り実施に当たり単独で受けている場合もございますが、御代田町では町長を実行委員長として実行委員会形式を取っております。これが意味することは、町も一丸となって町民祭りである龍神まつりを支えていくということです。

小園町長は、先ほど龍神まつりを支えていくとおっしゃいましたが、何か支えていく上でお考えはありますか。どのように支えていくか、お考えはございますか。

○議長（荻原謙一君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えいたします。

ご案内かと思いますが、本年１月に産業経済課商工観光係の中に龍神まつりの担当者というのを具体的に置いたということでもあります。これは係長未満の役職なんですけれども、龍神まつり全体を見通して各課・町内の各団体と連携を強め、祭りを盛り上げる。全体を見通す力と、それをやり抜く実行力が必要な担当なんですけれども、そういうことで祭りの運営の安定を図っていくものでありまして、担当は大変によくやってくれているなと感じるところであります。

また、祭り担当者を固定化することで、商工観光係が本来取り組むべきでありながらなかなか取組の進んでいないような各種の施策を祭りと切り離して推進してい

く意味も持たせているところでもあります。

本来、町民のお祭りですので、役場が直営していくというよりも商工会であるとか観光協会であるとか、また、お祭りに関して何かの団体ができるとか、そういうことがあればそういった団体に引き継いでいくことが本来望ましいであろうという考えはあります。よい意味でのマニュアル化を図っていくこと、祭りが年々進化していくためにも、基本部分でつまずくことがないように誰が何をやるか、役割分担をしっかりと明文化することが重要であろうと思います。それが、この祭り担当者の一つの大きな役割であろうというふうに考えているところでもあります。

そういった工夫や努力を経て、今後さらに５０年、１００年続くお祭りとなっていくように支えていく考えであります。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○３番（内堀綾子君） 今、町長のお考えをお聞かせいただきました。御代田町では、龍神まつりを今後どのように支えていくか担当課の経済産業課長にお伺いいたします。

○議長（荻原謙一君） 木内産業経済課長。

（産業経済課長 木内一徳君 登壇）

○産業経済課長（木内一徳君） 龍神まつりは、昭和４６年８月に開催された第１回観光夏祭りから始まり、昭和５４年に青少年連絡協議会と商工会青年部が協力し、祭り会場に手作りの龍を持ち込んで、甲賀三郎伝説を基に芝居を披露したのが今の龍神まつりの直接的な契機となっております。昭和６０年からは、龍神まつりの主催が観光協会から町を中心とする龍神まつり実行委員会へ移行され現在に至っていますが、近年は行政主体による祭り内容の硬直化などが課題として挙げられたことから、行政主体ではなく住民主体のお祭りとするため、一時活動していなかった企画部会を令和４年度に再度立ち上げ、町議会、町商工会、町観光協会のほか、一般町民の皆様にも参画を頂き、住民主体の観点から祭りの内容を検討いただいています。

龍神まつりをこれまでのような行政主体ではなく住民主体としていくという観点から見ると、近隣の幾つかの自治体の夏祭りでも見られるような商工会、観光協会、青年会議所のような地域の団体などが主体となって企画運営がされ、行政は財政的な支援や、祭りスタッフとしての人的支援をしていくことが将来的には望ましいのではないかと考えています。

しかし、祭りの実施主体となる団体などの現在の体制や意識の醸成といった現状を踏まえると、すぐには難しいのではないかと考えます。

このような中で、今後の町の役割としては、今年で50回目となる龍神まつりを企画部会をはじめ、町内関係団体などと連携を密にしながらつくり上げていくとともに、住民主体という考えを踏まえたこれからの祭りの在り方を検討していきたいと考えています。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○3番（内堀綾子君） そうですね、大きな市町村ですと商工会や観光協会などに請け負っていただくというのも可能かと思いますが、現在の御代田町の規模ではまだまだ町の協力が必要で支えが必要です。今後とも保存会共々、鼓響その他、祭り関係の部分について支援をお願いしたく思います。

次に、3つ目の件名に入らせていただきます。

町長公務の管理について質問させていただきます。

（1）として、町長公務の把握と確認はどのようにされているかお答えください。

○議長（荻原謙一君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） それでは、お答えをいたします。

町長公務の把握と確認はどのようにされているかということでございますが、公務とは言葉のとおり公の仕事や公的な勤めを指すものでございます。こうした公務につきましましては、町長に対して出席依頼があった公務、こちらにつきましましては町長が出席すべきものなのかを総務課や各担当課が町長と相談しながら判断をしているところでございます。

町長の公務のスケジュールにつきましましては、パソコンのスケジュールに入力することで管理をしております。予定した公務に変更が生じた場合は、パソコンで関係しているスケジュールを修正することで管理をしているところでございます。

町長の個人のプライベートなスケジュールに関しましては、こちらで把握しておりませんので、総務課で管理しているスケジュールは全て公務によるものでございます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○3番（内堀綾子君） 総務課で管理しているスケジュールは全て公務とのこと、あとの質問にも関連しますので、先に町長に質問させていただきます。

町長は、私的なことと公の公務とはどのように自分の中で区別をしておいでですか。

○議長（荻原謙一君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えをいたします。

公務に関しましては、常に明確な目的を持って当たっているところであります。例えば、出張に関しましても、その原則は変わるところはございません。具体的に、国や県、また各層の政治家の皆様にも予算のお願いをすることもあれば、御代田町の事業に協力してもらえよう人間関係を構築することも大変重要なことであります。

また、求められる行事に関しては、もちろんその必要性をしっかりとチェックするというか検討するところではありますけれども、できるだけお邪魔できるようにスケジュールを調整してきていると、そういったこともあります。

いずれにいたしましても、目的を明確にして行動を起こすことが重要だと考えております。すぐに成果の出ないものも多いわけでありまして、この出張が即これにつながりましたと言えないことも時にはありますけれども、御代田町のためになることを誠心誠意やらせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○3番（内堀綾子君） 以前、同じような質問でお答えいただいたのと同じような内容でした。ごもっともだと思います。これにつきましてもあとの質問に関連しますので、次の質問として公費支出の範囲については多くの自治体で取決めがございますが、御代田町では職員ではなく町長の公費支出の決まりはどのようになっていますか。

○議長（荻原謙一君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

公費支出の決まりはどのようになっているかということでございますが、町長が

出席する公務において支出をします公費につきましては、主に交際費、食料費、出張に係る旅費、また自動車借上料に当たるタクシー代が挙げられるかと思います。

交際費につきましては、地方自治法に規定された歳出予算の区分の一つであります。町長などが町を代表し、外部との交際、交渉を行うために必要な経費とされており、こちらは公務において外部の団体や個人との交流を円滑に行うために支出される経費であり、交際費の支出に際しましては、社会通念上妥当と認められている範囲内で最小限に抑えるよう努めなければなりません。交際費の具体的な支出内容は香典、生花代、各種会合へ出席する場合の会費・負担金、祝儀などがこれに当たるものでございます。

次に、食料費は地方公共団体の行政事務執行上必要とされる各種会議における茶菓子、食事などとして消費されるものに係る経費となります。会費などに係る経費につきましては、両面的性格を有していることもありますが、その使途、目的に応じて支出されるべきものと考えられます。いずれにしましても、これらの経費が公費をもって賄われることを十分認識し、社会的な批判を招くことのないよう留意しているところでございます。

次に、旅費、タクシー代である自動車借上料についてです。旅費については公務出張に係る交通費や宿泊料を支出します。また、タクシー代につきましては、町長等が公務の際、公用車を利用しない場合においてタクシー代を支出しているところです。このため、公務での必要な移動に関連している必要があるところでございます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○3番（内堀綾子君） 今までの日本では社会通念上や常識の範囲内という言葉で大まかな決まりは心が決める部分が多くありましたが、昨今ではそれが通用しない場面も多くあります。なので、きちんと目に見える形でチェックできる仕組みが必要かと思っています。

今回の質問に当たり、町長公務のスケジュールと移動に関する公文書公開をさせていただきました。それを見ると、公開されたスケジュールと公費支出の日程がいまいち合っていないかと思いました。公務と公費支出は連動しているものかと思うますので、公務管理はきちんとしなければなりません。別のスケジュール管理の画

面があるということでしたが、それが出てこなかったということは、そちらは公文書として認めてないのかどうなのかというところです。

また、町民から疑いを持たれるようなことがあった場合でも、その釈明のためにはスケジュール管理が重要になります。

公文書公開の中でタクシーチケットと記載がありましたが、タクシーチケットの運用に決まりはあり、町長はこの運用を守っているのですか。

○議長（荻原謙一君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） タクシーチケットについて、私から少々お答えをさせていただきます。

先ほども答弁させていただいたとおり、タクシーの使用につきましては町長等が公務の際、公用車を使用しない場合においてタクシーを利用しているところでございます。

タクシーチケットにつきましては、町内のタクシー会社に限って用意させていただいておりまして、こちらは町が支払うことを明確に約束する書類であると考えております。

しかし、乗車する際に必ずチケットを使用しなければならないといった決まりがあるわけではないこともご理解いただきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○3番（内堀綾子君） であれば、なおさら他市町村と同じように、ある程度の決まりはつくったほうがいいかと思います。

次に、（２）として、令和５年第３回御代田町議会の一般質問において、町長のＳＮＳは公人としての配信かを質問させていただきました。公人との配信だったので、町長が公人として配信する際に配慮している点を小園町長にお伺いいたします。

○議長（荻原謙一君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えします。

配信で配慮する点についてということですが、大前提として、個人個人の発信というのは憲法第２１条に規定されているというのはお分かりかと思えますけ

れども、表現の自由は何人にも保障されているものであります。もちろん人権を侵すことがないように等、一定の制約があることは前提であるというふうには感じております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○3番（内堀綾子君） 憲法21条、表現の自由。ただし、この表現の自由という言葉で公人としてどうかなと思うところ、ツイッターですが、町長のツイッターには子どもたちの写真の掲載もございます。その点について、保護者の方から注意してほしいということもご意見もございました。また、ツイッターアカウントは、ご自身の町長になる前のアカウントを継続使用しております。その中で、前のアカウントを使うということは、それまでにご自身が発言したことや生活歴が見えてきます。本来であれば、町の公式なホームページもありますので、公私の区別も必要かと思えます。

確かに、憲法21条、表現の自由、ありますが、ここについてはご配慮いただきたく思います。

また、以前、一般質問でも行いましたが、公式なホームページには町長の部屋というものがございます。経費をかけてホームページリニューアルしたかと思えますし、その点もほかの自治体では町長の交際費、町長のスケジュール等も掲載されております。その点も指摘させていただきながら、今後のSNS運用と公式な発信について、課題を投げて終わりにしたいと思えます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 以上で、通告1番、内堀綾子議員の通告の全てを終了します。

この際、暫時休憩します。再開はブザーにてお知らせします。

（午前10時54分）

（休 憩）

（午前11時05分）

○議長（荻原謙一君） 休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

通告2番、森泉謙夫議員の質問を許可します。

森泉謙夫議員。

（4番 森泉謙夫君 登壇）

○４番（森泉謙夫君） 通告２番、議席番号４番の森泉謙夫です。これは批判ではありませんけど、先ほど内堀綾子議員のほうからの質問にあった、ＳＮＳで公人として配信する際に配慮する点という内容を聞いて、私もＳＮＳで動画や文章を配信する身として、配信とは広報の一つだと思うし、是々非々での判断も必要なものだし、公人として大事なのは発した言葉や文章への責任であって、配慮しなければならないこととは一体何なんだろうと考えちゃいました。

先ほど町長も申しておりましたが、日本国憲法には表現の自由について一切を保障するとされていまして、公私の区別と言われていしましたが、私も公人の肩書きを外すことができない者の１人でありまして、学びの一つとして、公人がＳＮＳで配信する際に必要とする点はどのようなものか、また、それ以前に公人の配信に特段の配慮が必要とされるのかどうなのかも含めて、自分の視聴者やフォロワーの皆さんにも尋ねてみたいと思います。

さておき、通告内容に入る前にご紹介したいことが一つございます。

雪窓公園近くの楓ヶ丘交差点、ここを通る子どもたちが安全であるかどうか、危険はないか、このような観点で通学の時間にあわせて毎日毎日調査を続ける方がおられます。交差点を通過する車が何台がどっちに曲がるかなどのデータを取られており、頂いたデータを見ますと、４月と５月の平日では朝の通学時間の約１時間に楓ヶ丘交差点を通行する車は平均でも１，３００台以上で、ここを通学路としている小学生と中学生は１１０人を超え、危険な状態が続いていることを確認しているということです。

また、先日、私も実際に見に行ってみましたが、楓ヶ丘交差点で８年間も毎朝子どもたちの通学を見守ってくださっている方ともお会いし、子どもたちが１人たりとも事故に遭わないことを願う町民の自主的な行動を目の当たりにいたしまして、このような活動を決して無駄にせぬよう、一議員として子どもたちへの危険性を改善するための行動が必要であること、これを改めて感じてまいりましたことをご報告させていただきます。

それでは、件名１の御代田町の未来についての質問に入りたいと思います。

まず、仕事とは、ビジョン——未来像、将来像と、ミッション——使命や任務、それからバリュー——価値、これらによって構成されます。また、世の中の知ることの中には知識と知恵という、似て非なるものがございまして、知識は誰

かが教えてくれたことを学習した結果の上にある記憶ですが、知恵は経験から得られた答えそのものです。

例えば、背中がかゆいと思ってもそこに手が届かなかったときのために孫の手がありますよね。このかゆいのに手が届かない、さすがに手は伸びないから手の代わりを作っちゃえということで孫の手を作るのが知恵。孫の手の使い方を教わって覚えて使うのが知識ということになります。

ビジョンとは、町の未来像のことになりまして、大きく二つの考え方があると考えていて、行動を重ねながら未来を考えるのか、それとも先に未来を決めて行動するのか。

ビジョンの一つ目としては、行政の行動を見る側、町民側の目線で現在を積み重ねることにつくられる未来になります。町側から見れば、事業を重ねていけば、結果的にこういう御代田町になりますという町民からの質問に対する答えです。

次に、ビジョンのもう一つの考え方は、行政側の目線になりまして、我が町のあべき未来を先に決めるということ。未来では町の人口や経済、住みやすさなど、全ての環境において社会的な位置づけを想定するやり方で長期振興計画はこのような考えの下につくられたとも考えられるでしょう。

これから申し上げるのは、長期振興計画そのものを否定するものでも肯定するものでもありません。長期振興計画の存在は未来はこうなるだろう、こうあるべきだといった結果からものを考えるやり方であって、目標に向かってレールが敷かれますから誰にも分かりやすいというメリットと、一方では、結果は大きく変わらずに、早くできるか遅くなるかの違いにしかないということに加えて、予測に反するイレギュラーな場面に弱く、伸び代が限定的になるというデメリットも特徴だと考えております。

もう少し申し上げれば、新たな政策は4年に一度の町長選挙ごとに加えられるものが多いとすれば、政策によっては計画を歪める必要も出てきますし、逆に長期振興計画に沿った政策しか認められないのであれば、それを越えた政策は、未来の御代田町に合ったものにはなり得ないということになるでしょう。

町長選挙ではどんな政策を持っていて、どうやって事業を進めてくれるんだろうといった内容を考えた上で、よりよいと考えた候補者に投票するものだと思います。そうして選ばれた町長は、政策実現に向けて仕事をするわけですがけれども、長期振

興計画が町民に選ばれた町長の視点、政策、行動などを強く制限するものであるならば、町長は誰がやっても同じわけで、未来には大した差は出てこないでしょう。

少し耳障りの悪いことを申し上げれば、ある種の特権を持つ一部の官僚が実質上の権力を握って民意を無視して専制的、集権的に行う政治、これを一般的には官僚政治といいます。長期振興計画の内容が町長の自由な発想や意見を大きく制限するようなものであっては、官僚政治の御代田版といわれても致し方ありません。

目まぐるしく変化する現在をきちんと動かすための事業を優先するのか、長期振興計画を優先するのか。実は、現在の積み重ねの上にしか未来は存在しないというのが基本であって、特に現代政治の特徴なのではないかと、このような考えもあるわけです。

長期振興計画を読んでいると、町はあくまでも結果からものを考え、敷いたレールに乗っ取ってミッションとなる使命と任務を行ってきたということが大分理解できてきましたが、今、この時間だけでも結構です。長期振興計画を基本とした考え方ではなくて、ビジョンという言葉の意味、将来という言葉の意味を、今を積み重ねることにつくられる未来、政策を積み重ねることが将来にどのような結果をもたらすかという観点から考えてみていただきたいと思います。

この後、窓口に見えた町民の方からの質問に何て答えるのか。長期振興計画がなかった場合です。木内産業経済課長、町内の農業者や事業者の方から、私たちの農業や事業を、町はどういう未来に連れて行ってくれるんですかと聞かれたら何て答えるのか。佐藤町民課長、保育所の子どもたちから、私たちが大きくなったらどんな御代田町になっているのと聞かれたときに何て答えるのか。浅川保健福祉課長、地元にいる同世代の方から、私たちが高齢者になったときに町はどんな環境に連れて行ってくれるのと聞かれたときに何て答えるのか。政策一つ一つが現在だとすれば、政策を積み重ねていくことで、小園町長は、町民の皆さんを一体どんな未来に連れて行ってくれるのか。町側を代表してビジョンをお聞かせください。

○議長（荻原謙一君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えしたいと思います。

今、課長数名に呼びかけていただきまして、課長の主体性を促すような呼びかけなのかなと思ったところであるんですけども、そういったことというのはすごく

大事で、各課の仕事はその各課長がきちんと責任を持って実行していくということはとても大事なことだと思いますので、呼びかけは響いたものと思います。

さて、町では５０年近く、その時々々の長期振興計画にのっとり事業を進めてまいりました。計画行政により職員それぞれが、また、町民の皆様がある程度の予測の基に行政が進んでいくということを認識できる。これにより行政の安定性や信頼性につながってくると考えます。

しかし、現在の第５次長期振興計画の策定時点から１０年近くが経過しているのはご案内のとおりであります。その頃の想定と合っていない部分は少なからずあると感じております。

例えば、第５次長期振興計画に、来年に相当する平成３７年の人口と世帯数の推計が出ております。中身はどうなっているか、推計人口は１万５,９３０人、推計世帯数は６,２４０世帯となっています。では、実際はどうか。推計時点の１年前であるのが今年でありますけれども、今月１日の御代田町の人口は１万６,７８０人と８５０人推計より多く、世帯数に至っては８,０００世帯にまで増えているということで１,８００世帯近くずれているということが分かります。これだけ見ても当時の想定と現実には全く違うことが起きているということでもあります。

仮に長期振興計画にしがみつくとすれば、町の仕事は停滞します。例えば、保育サービスの計画を見ると――これは長期振興計画のです、項目を見ると、当町の保育需要は３歳以上児については今後しばらく低下すると書いてあります。仮にそれに従うと、本年４月に開設された「おおきくなあれ保育園みよた」ができることはなかっただろうと思いますし、今議会に補正予算を提出している杉の子幼稚園の新しい保育園にもとてもゴーサインは出せません。

では、長期振興計画にないことはどのようにコンセンサスを得るのかといえ、これは議員ご指摘のとおり、町長選挙のときに示される公約がその代表格だろうと思います。選挙により選ばれた者が掲げた公約が多くの方の賛同を得たとみなされ、命が吹き込まれます。職員たちも、今回やる事業は公約の何番に入っているとか意識しながら仕事を進めてくれるところでもあります。

ただ一応、脇の話ですけど、例えばきれいごとだけ書いてあっても、この人が実行するとは思えないとか、そういうふうにも選挙の結果が決まってくるので、公約の中身だけではないと思いますけれども、ただ公約というのは非常に大事なものと

思っています。

また最近、岸田総理ほとんど使われなくなりましたけれども、聞く力という言葉がありますね。この聞く力の発揮も大変重要と考えています。4月下旬に更新された龍神の杜公園の大型遊具のところには何回も足を運んで遊んでいる子どもや親御さん、付近を散歩している高齢者の皆さんなどにその感想を聞いたり、改善すべき点を聞いたりして、来年以降の手直しに役立てる考えです。

また、昨年秋から各種団体をお呼びしての地域懇談会というのを始めておりますけれども、これらの話し合いからも政策に直結するようなお話が多数ございました。

こういう話をすると、じゃあ、逆に長期振興計画は意味があるのかという話になりそうですけれども、政策の漏れをなくすという点で大きな力を発揮しています。長期振興計画に書かれている全ての政策分野に精通している人は、私を含めて正直いません。手つかずのままになっている事業を見つけ、取組に反映させることが長期振興計画に書かれていればできるわけであります。進みの悪い政策分野でも前に進んでいくためのセーフティーネットのような役割を十分に果たしているものと考えております。

さて、町民の皆さんをどんな未来に連れていくのかというご質問ですが、これもまた未来予測は常に外れるという前提で聞いていただきたいと思いますけれども、未来を担う子どもたちを政策の中心に据えることが何より重要だと考えております。また、この町にずっと住むうちに当然子どもたちであっても年齢を重ね、高齢者となってまいります。高齢者になったら切ない暮らしになっているという事では、この町に長く住む意義を感じられないと思います。当然、年を取れば体にがたがきましますし、行政としてもいろんな給付でお金がかかってまいるわけですが、そのやりくりも責任を持って進めてまいります。

御代田町には派手な企業誘致は必要ないと思いますし、宅地などの開発も自然との調和が大前提だと思います。以前から私が申し上げる究極に住みやすいまちづくりを目指して、今後も汗を流してまいります。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 森泉謙夫議員。

○4番（森泉謙夫君） よく分かりました。必要なのは長期振興計画を考える前に、計画策定ありきではなく、執り行われている政策そのものが未来に与える影響を一度フ

ラットな状態で考えてみていただくことで、知恵と知識の組み立てがバランスよく盛り込まれた計画策定になるのではないかとということなんです。退化することが進化なのかもしれないし、進化させるつもりが実は退化させる結果につながることもあるでしょう。

これは次の質問にもつながりまして、町のもう一つのビジョン、都市づくりについてになりますが、今、旧庁舎跡地の周辺の宅地開発は民間の力によって御代田町の居住エリアの方向性を力強く打ち出してくれたのではないのでしょうか。そう考えれば、長期振興計画という未来を据えてある以上、町としてどのようなレールを敷いていくのか、そしてレールの上を走る列車に乗った町民の方々のために町はどんな行動を取るべきか、これを考え直す時期なのではないかと、このようにも考えますし、加えて、一旦、町民の何%が長期振興計画の内容を知っているのかなどを調べるところから始めるべきではないかと、このようにも感じております。

また、民間の行動を町も議会もポジティブに捉えることができるのであれば、将来の御代田町にとって居住エリアだとか産業エリアが結果的にスプロール現象などといわれる無秩序な成長や無計画な都市成長、俗にいう虫食い開発にしないようなビジョンを、今ここでもう一度考え直せるチャンスだと捉えなければいけない場面ではないかと、このように思います。

町での暮らしには不便さを感じることもありますが、これも先人の皆様方の想像を絶するご苦労の上にあるものと考えれば大きな財産として使っていくべきでしょう。しかし、今ここからつくる御代田町は、不便さへのリカバリーも虫食い開発を防止することも必ずできるはずです。

旧庁舎跡地周辺の宅地開発が終わった頃には、町の景色も大きく変わってくるでしょう。ここでは長期的な都市づくりへのビジョンをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（荻原謙一君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 長期的な都市づくりへのビジョンということでお答え申し上げます。

現在、都市計画道路東原西軽井沢線は、用地補償や水路再設計、無電柱化の計画等を進めておりまして、可能な限り、来年度、第1工区の着工を考えているところであります。

都市計画道路の整備を進めているのはなぜかという、これまでこの議場で何度も申し上げてきてはおりますけれども、浅間山の噴火をはじめとした各種災害時への対応を真剣に考えているからであります。浅間が噴火する場合、割と高い確率で予測が立つものと考えてはおりますが、その予測を生かすには南方面に避難できるよう、町内の避難路を整備することは絶対不可欠だと考えております。加えて、日常の利便性、西軽井沢の皆さんがツルヤに行ったり、役場に用事を済ませに来たりということも見逃せない効果になると思いますけれども、最優先は、災害により最大人口を抱える西軽井沢の皆さんを孤立させないという私の信念であることをまずお伝え申し上げたいと思います。

東原西軽井沢線がある程度進んできたところで着手したいのが、しなの鉄道御代田駅の整備であります。北口の開通とエレベーターの設置を何としても進めたいと考えているところであります。現在、国土交通省によりご支援いただいている都市機能再編集中支援事業は、令和5年度から9年度までの5か年計画で今2年目であります。ここに駅舎そのものの改修を含むのはかなり困難でありましたので、次の5年間で何とか駅の大規模改修を進めるべく、国ともしっかりと調整してまいりたいと思っております。

また、これらの事業が終わってきますと、本当の大規模事業というのは一旦めどが立つのかなと考えているところもございます。その後は、なかなかこれから国の援助も厳しくなってくるインフラのメンテナンスに大きな予算がかかることは確実だと思います。その上で、それなりの余裕が出てくるのであれば、例えば、小田井宿の町なみ整備でありますとか主要道路の無電柱化など、必要性云々を超えて町の魅力を高める取組にも積極投資できる環境を整えていければ素晴らしいなと考えているところであります。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 森泉謙夫議員。

○4番（森泉謙夫君） 必要性を精査しながら大義に利便性を加えたインフラ整備を一つ一つ積み重ねて都市づくりを進めていくということなんでしょうか。いずれにしても、どのような観点でビジョンを考えるのかによってバリュー——価値が変わるということになるわけです。

総務省統計局の発表によりますと、令和5年12月時点の日本人の人口の確定値、

これは1億2,018万7,000人で、前年同月比では85万5,000人の減少。県内市町村の人口トップ4、長野市、松本市、上田市、それから佐久市の合計が同じ85万人台ですから、1年間にどれだけ多くの人口が減少しているのかが分かると思います。このように人口の減少を肌で感じる時代にあって、長期振興計画の12ページ、第2節、町のビジョンに当たります御代田町の将来像の中の、まちづくりの考え方の3に、2万人公園都市構想の理念がございますが、これが果たして今後の御代田町にとって本当に必要なかどうか。私は今の段階で必要ないと考えております。御代田町だけ人口が増え続けるでしょうか。多くの自治体で人口が減少していますよね。しかし、長期的に人口の減少を想定して、本当の意味で計画的に人口の減少を迎えた自治体が一体幾つあるのか。

6月1日現在の町の人口は1万6,780人で、1万7,000人が望める御代田町ではありますが、統計局の資料を見る限り、日本人の人口は10年後までが約5%ずつ、その先20年後までは約11.5%ずつ減少されるとされている中、あくまでも単純に当てはめてみれば、10年後には1万6,000人、20年後には人口が1万5,000人を切ることも考えられますし、税収も減ります。しかし、人口が減少した場合を想定できるのは、現段階で人口が増えている御代田町の最大の長所であると考えべきです。新たな長期振興計画は、西暦の末尾に6がつく年から開始されるようですが、2年後の2026年までに第6次の計画を策定するのであれば、2万人公園都市構想理念の見直しだけでなく、人口の減少を計画的に迎えることも含めて、今後の政策を積み重ねることによって作り出す未来が町のビジョンとして示されるものでなければ、町民側が求めるものにはなり得ないのではないのでしょうか。

このように考えますが、町側の見解はいかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（荻原謙一君） 内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） お答えします。

御代田町は、昭和51年度に策定された第1次長期振興計画から48年にわたり長期振興計画に基づき計画的なまちづくりを進めてきました。平成8年3月に策定しました第3次長期振興計画において、町民憲章の基本理念に基づき、21世紀を展望しつつ、御代田町の将来像を「環境を守り・人権を尊重する文化・高原公園都

市「御代田」と設定し、この将来像を達成するため、超長期目標として2万人公園都市構想を掲げました。現在の第5次長期振興計画後期基本計画においても、人口減少社会の中、定住人口、関係人口の増加を図るため、2万人公園都市構想の基本理念が引き継がれています。

日本の人口が平成20年をピークに減少に転じる中、当町の人口が、先ほども申し上げたとおり、令和6年5月1日現在時点で1万6,787人まで増加したことは、長期振興計画に基づく計画行政の成果であると考えております。

その一方、国立社会保障・人口問題研究所の令和5年推計では、当町の人口は令和12年まで上昇するものの、その後、人口減少局面に入ることが予想されています。推計は令和2年の国勢調査の人口をベースに推計したものであり、現状の当町の人口は予想数値より高い水準で推移しておりますが、日本全体の人口が今後さらに減少する中、当町の人口も将来的に減少に転じることは避けて通れないと考えております。

そのような状況が想定される中、町として地域の活力を維持し、さらなる発展を遂げるため、町に居住した方々が住み続けたくなるよう町の魅力を高め、有効な施策を計画的に実施することが今後さらに求められると考えます。

こうした状況を踏まえた上で、2万人公園都市構想の記載の必要性について、御代田町長期振興計画策定に関する要綱に定められた各種企画会議や策定委員会等で検討し、第6次長期振興計画が持続可能なまちづくりと魅力的なまちづくりに資するような計画策定を進めていきたいと考えております。

○議長（荻原謙一君） 森泉謙夫議員。

○4番（森泉謙夫君） 同じく長期振興計画の第2節、御代田町の将来像には、「歴史と伝統を守り 真の自立を目指す」とあります。

この質問をつくる上で、小井土哲雄議員にご相談させていただく機会がありましたが、その中で真の自立という部分について、長期振興計画にはそうあるけど、今でも御代田町は自立していないのかという内容の言葉があり、お聞きすれば、これまでも何度か町側に対してお話しされてきた経過もあるということでした。御代田町、今でも自立していませんか。してないとすれば、真の自立はいつできるのでしょうか。任意合併協議会を正式に離脱してから20年以上経ちますが、財政状況も含め、町の自立についてどのように捉えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（荻原謙一君） 内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） お答えします。

御代田町は平成１５年に任意合併協議会を正式に離脱しまして、平成１６年度から平成２５年度までの１０年間を計画期間とした自立・協働のまちづくり推進計画に基づき、行政改革と財政基盤の確立を図ってきました。現在は、その理念を引き継いだ第５次長期振興計画後期基本計画、こちらに基づき、より一層の行政改革と財政基盤の確立を図っております。

長期振興計画は町の最上位計画であり、町民と行政が協働したまちづくりを実施していくためには、町民の方にも分かりやすい表現とゴールがある程度明確になっていることが必要であると考えています。

第６次長期振興計画策定に当たり、その部分も踏まえ、各種企画会議、策定委員会等で議論をしていきたいと考えています。

また、財政面については、これまで各種事業の実施に当たり、徹底した補助金の活用と有利な起債の借入れにより財源を確保し行政運営を行ってきたことや、税収も堅調であること、基金においては財政調整基金の残高２５億円をはじめ、全体としては７２億円弱あることから、中期的にも安定した財政運営が可能と考えております。

しかしながら、物価高騰や人手不足による事業費の増加は現在進行中で今後も続く見込みであり、大型の建設事業費の増大が懸念され、事業実施にも影響があると考えます。

また、事業費については、単年度で見ると補助金や起債の収入により予算が組めますが、借入れの３年後から始まる起債の償還が累積していくと財政が硬直化してくる可能性もあります。よって、慢心することなく、計画的な行政運営をしていく必要があると考えております。

財政的な観点から自立について捉えると、長期振興計画の後期基本計画、第５章第２節、健全財政運営の確立にある文面によると考えております。時代の変化やニーズを的確に捉え最小の経費で最大の効果が得られるよう、スクラップ・アンド・ビルドの徹底により予算のスリム化と収支の均衡を保ちながら、各施策の着実な実行を図るため、限られた行政資源を効果的に活用するとともに、あらゆる角度

からの財源確保と創意工夫に基づく経費縮減に取り組むことが必要としております。

予算を組む考え方を示す予算編成方針、それから予算執行に当たっての考え方、予算執行方針、こちらにおいてもこれを前提にしており、それらを踏まえて作成した予算案について議会で慎重審議していただいております、それを執行しておりますので、これまでの財政面で問題もなく、行政の運営ができていますものと考えております。

○議長（荻原謙一君） 森泉謙夫議員。

○４番（森泉謙夫君） 本年度予算の主要事業には、新たに第６次長期振興計画策定支援業務として７４７万円が予算化されております。第６次長期振興計画の策定に向けての考え方の角度や観点の見直し、これらの必要性を共有していただきたいということを申し上げまして、件名１の町の未来についての質問を終わりといたします。

続きまして、件名２でございます、資格を持つ職員への対応についての質問に入りたいと思います。

まず、職員の皆さんは、よりよいまちづくりのために働いてくださっています。国の公的資格制度は、国民の権利と安全や衛生の確保、取引の適正化などのために設けられてきた。このようなものが大義とされております。

資格を得ることは、より専門的な知識を持つということになり、資格は民間企業でも優遇されることから、事業を進める上で当然なくてはならないものだということとは共通の見解であると考えております。

まずは、町が行う事業に必要とされる資格はどのようなものか、こちらをお尋ねいたします。

○議長（荻原謙一君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） 役場職員は、地域住民のため様々な業務を担当し、行政サービスの提供を行うとともに、地域住民が行政に求めていることをくみ取り、町民の皆様が暮らしやすい環境を整えていくことが必要とされております。

例えば、主に事務の仕事を担当する一般行政職は、町民と行政の架け橋となり、戸籍、健康、福祉、まちづくりなど地域住民の生活を支える各種サービスを提供しているところでございます。こうした各種サービスを遂行するため、必要とされている専門職は市町村によって様々であり、当町において必要な専門職の資格は保健

師、保育士、管理栄養士、社会福祉士、心理士、土木技師などになります。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 森泉謙夫議員。

○４番（森泉謙夫君） ご説明にもあったように建設系や保育、福祉をはじめ様々な資格が必要とされるのが行政であれば、その資格に対するリスペクトがなされていない現状に問題はないか。働く者のモチベーションを上げていくことが重要なのではないかと考える必要があるのではないのでしょうか。

今年度より施行された町職員に対する資格取得支援は有効なものと捉えることができます。しかし、資格によって評価が変わらないということであれば、継続的な雇用に結びつかないのではないかと、このようにも考えますが、町側の考えはどのようなものかお尋ねいたします。

○議長（荻原謙一君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） 役場職員は地域の総合的な行政主体として、高度化・多様化する様々な課題を主体的に解決していくとともに、魅力あるまちづくりを積極的に推進する使命を担っております。

町では、平成１０年度から勤務評定制度を導入してきましたが、平成２６年５月に地方公務員法が改正され、人事評価制度の実施とその結果を基礎としました人事処遇への反映が義務づけられたため、当町においても新たな制度を導入しているところでございます。

現在、正規職員を対象に、職員が職務を遂行する際に発揮した能力を把握した上で行われる態度能力評価と、職員が職務を遂行する際に挙げた業績を把握した上で行われる業績評価を実施し、運用しているところです。

この人事評価制度は単に処遇に反映する仕組みとして導入するのではなく、一人一人の能力や仕事を公平かつ公正に評価することで職員の能力開発・人材育成につなげ、組織の業績や住民サービスなどを向上させていくために実施をしているものでございます。

また、今年度から、御代田町職員資格取得支援要綱を制定しまして、職員の資格取得に向けた支援をしております。こちらは資格取得のための受講料や登録料、交通費などの経費を対象に経費の２分の１、上限５万円までを助成することとしてお

ります。資格取得した後の職員の評価につきましては、職員が資格を取得し、業務に生かすことにより、ただいま説明しました人事評価に基づき評価を行い、昇格や昇給、勤勉手当に反映させるものであります。

このように新たな資格取得の支援や、これまで運用してきました人事評価制度の改善などにより、職員のモチベーションアップにつなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 森泉謙夫議員。

○4番（森泉謙夫君） 船で言ったら船頭に当たる町長ご自身のモチベーションを保つことは非常に大きな意味を持ちます。しかし、現場を動かす職員の中には、船で言えばエンジンのメンテナンスを担当する者、乗務員の食事をつくる者、それらを指揮する者など多くの役割があり、エンジンの整備士が食事の支度をするのではなく、逆に調理士がエンジンのメンテナンスをする者でもありません。これに資格を必要とするのであれば、その資格が物を言う場面は毎日のように存在するはずです。

また、人材不足は行政に限ったことではありませんが、少なくとも資格がもたらすモチベーションは、職務に当たる有資格者にとって自覚の向上につながるものと考えます。よって、私が職員に対する資格手当の必要性を訴えることで、職員不足の改善に向けた町側の行動にも期待が持てるのではないかと考えており、今後、調査・研究をしていただいた上で、資格手当の支給について求めてまいりたいと、このように考えておりますが、小園町長の見解をお伺いします。

○議長（荻原謙一君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 資格手当の必要性ということでのご質問であります。

私自身は根っこの感覚としては、資格手当全面賛成というわけではありません。役場というところは、できるだけ多くの部署を経験してジェネラリストとして力をつけてきた一般行政職が中心になって、まちづくりをしていくというのが基本的なところかなと思います。専門職のみを取り立てて給与を高くすることとは、ちょっと相性がよくないというか、バランスを欠いてしまう懸念があります。

また、地方自治法第204条第2項において、普通地方公共団体が支給することのできる手当は限定列举されております。限定列举とは、ここに書いてあること以

外を許しませんということでありまして、いわゆる資格手当がこの中には自動的に含まれないと見るべきであろうと考えております。

したがいまして、慎重な調査研究が必要だと思います。ただ、現実には建設系や福祉系の資格者を中心に人材獲得競争を役場であっても勝ち抜いていかななくてはなりません。資格手当制度についても検討しないで放っておくわけにもいけないと思っております。

聞くとところによりますと、軽井沢町役場では以前から資格手当の制度を設けていて、今年度その率を引き上げたとも聞いております。加えて、既存で役場に勤めている職員の人材開発という意味においても、今年度始めた資格取得費用への補助だけでなく、資格が直接生きる部署に所属する職員に対する処遇をどのようにするかは真剣に検討していかなくてはならないと思います。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 森泉謙夫議員。

○４番（森泉謙夫君） ということは、国では資格というものの大義を訴えていながら、一方で地方公務員法では、諸手当の種類を限定的に列挙していて、自治体が必要とする分野でも職員側の環境改善として枠の組立てもできないような状態だということになるわけですね。それもいかななものかと思うし、内閣府にしたって地方分権の改革中なわけだし、それが手当の必要性や種類は自治体ごとに異なることだって十分に理解されるものではないかと思うわけです。

この件につきましては、そのあたりも含めて近隣をはじめ、他の自治体を参考にしながら前向きに調査研究を進めていただきたいと思います。

続けて、３番目の質問になりますが、龍神の杜公園についての質問になります。

４月２６日に龍神の杜公園の遊具をリニューアルオープンとして、その後、町民の皆さんからのご意見などはございますでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（荻原謙一君） 小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） お答えいたします。

龍神の杜公園の遊具につきましては、本年の４月２６日正午から利用を開始し、連日大勢の方にご利用いただいております。

建設水道課に直接いただいたご意見については、スケートボードで滑り台を滑っ

ている人たちがいて危ないですとか、本来登ってはいけない場所を登っているといった遊具の使用方法に関するご意見をいただいております。これらは担当職員によるパトロールや看板等で注意喚起を行いました。

また、間接的ではありますが、新しくなってよかった、立派な遊具だなど、遊具のリニューアルについてはおおむね好評であると認識しております。

現在は、実際に利用された方のご意見をお聞きするため、雪窓保育園とやまゆり保育園に通われている園児 275 名の保護者の皆様にご協力いただきまして、アンケート調査を実施しているところでございます。現在、回収作業を行っており、いただいたご意見については、龍神の杜公園の管理及び本年度予定しております雪窓公園の遊具の更新、また来年度はやまゆり公園の遊具の更新も予定しておりますので、こちらの参考とさせていただきます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 森泉謙夫議員。

○4 番（森泉謙夫君） 園児へのアンケートを取っていただいているということですが、実は最も来場者が増えると予想したリニューアル直後のゴールデンウィーク、5 月 3 日と 5 日の日に公園にお越しで遊具の周りにおられた 100 人の方を対象に、4 項目のアンケートを取ってまいりましたので、まずはご報告させていただければと思います。

初めに、お子様とお楽しみの中、私のアンケートに心よく回答していただきました多くの皆様方に対しまして、心より感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

アンケート用紙には、「よりよい公園の在り方への参考にいたします」という言葉を添えさせていただいております。それでは、アンケートの内容と結果を意見とともにお伝えしたいと思います。

初めに、「新しい遊具はいかがですか」という質問への回答。「とてもよい」77 人、「よい」19 人、「普通」3 人、「いまいち」1 人、「悪い」ゼロ、ちょうど 100 人からの回答なので、数字はそのままパーセンテージとしていただいて結構ですが、お答えいただくほかにご意見をいただくこともありました。

高評価と捉えられる「よい」と「とてもよい」をあわせて 96 % ですから、新しい遊具は好評であると判断できるでしょう。

続いて、二つ目として、「今日は何人のお子様と一緒ですか」という質問には、お子様を1人お連れという方が31人、お子様2人連れが30人、3人お連れという方が17人、お子様を4人以上連れてきたという方が18人、大人だけで来たという方は4人でした。計算してみると大人100人の来場に対してお子様の数は214人で、大人1人が2.14人のお子様を連れたということになります。

3番目に、公園の利用頻度を尋ねました。週1回以上公園をご利用されているという方が18人、月1回以上が48人、3か月に1回以上が13人、半年に1回以上が4人、1年に1回以上が17人、公園を週1回以上訪れる18人の方を月平均4.5週で換算して81人、これに月1回以上訪れる方48人を加えると1月当たり129人になります。さらに129人の大人の方が先ほどの1人当たり2.14人のお子様を連れになった場合、1か月間に276人のお子様を利用していると、このような数になります。

これはあくまでも龍神の杜公園を訪れる頻度をお聞きしたものですから、ゴールデンウィークに関係ない数字であって、1日3時間、合計で約6時間程度でのアンケート結果なわけで、来場者が週末や連休に集中した場合など、果たして実際にはどこまで数字が増えていくのか、町側としても今後もしっかりと検証する必要性を感じています。

まずは、ここまでのアンケート結果について、町側はどのように捉えていますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（荻原謙一君） 小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） お答えいたします。

遊具をリニューアルし、9割以上の方に「よい」と評価していただけたことは大変ありがたく思っております。

また、お子様と一緒に来られている方が9割を超えておりますので、お子様が安心・安全に利用できるよう、今後も公園の管理を行ってまいります。

遊具のリニューアルは一定の評価をいただいておりますが、公園の在り方として、「広い公園にトイレを設置してもらいたい」ですとか、「アイスの自動販売機を設置してもらいたい」など、公園利用に関するご意見もいただいております。

また、公園で飲食が提供できるイベントの開催や、それに伴う団体の利用など公

園利用の在り方が現在課題となっております。この課題につきましても、例えばトイレにつきましてはトイレトレーラーといったような方法もございますし、飲食の提供については各団体が主となっていて計画的に土日に利用していただくなど、そういったところを今後整備できればよいかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 森泉謙夫議員。

○４番（森泉謙夫君） 公園の遊具だけではなくて、いろいろな部分で公園利用の在り方が課題となっているということですけれども、実際ちょっとお聞きしたお話の中で、テニスコートよりさらに南側というんですか、一番奥のほう、そちらで朝食を食べられている高齢の方が何人かいらっしゃるということで、東屋もちょっと傷んでいるような感じもありまして、どうにかならないのというようなお話もお聞きしたことがあります。

最後のアンケートになりますが、「公園駐車場の感想は」という質問をつくりました。回答は、「広い」１人、「まあまあ広い」１人、「普通」１７人、「狭い」２８人、「とっても狭い」５３人、１００人中８１人の方が「狭い」または「とっても狭い」という回答でした。駐車場の問題につきましては、連休最初の日曜日、４月２８日の午後２時過ぎには、龍神の杜公園の専用駐車場と栄町公民館の駐車場が満車で、駐車場待ちの車が公園前の雪窓向原線で路上駐車するほどの状態になっていました。道路脇に車が並んでいると事故の原因にもなりますので、連休の中日に建設水道課に危険性を訴えさせていただきましたが、幸いすぐに対応していただけて、路上駐車禁止と駅北駐車場に車を停めるように促す看板を設置していただくことができました。建設水道課の迅速な対応には感謝申し上げます。

続いて、公園駐車場は２８台で、コンビニの駐車場でもそのぐらいは確保してある店舗もあるわけで、栄町公民館の駐車場もお借りしているわけですが、週末や連休には数百人の来場者がある町の公園としてはあまりにも駐車場が狭すぎるというのがアンケート結果に表れているんじゃないでしょうか。普段は駐車場にも空きはあります。でも、これは御代田町に限ってのことじゃないわけですが、どこでも普段は空いているけど休日になればいっぱいになるというのも普通のことだと思いますし、例えばプールの駐車場なんか考えてみれば、冬場は駐車場なんかガラガラなわけです。

遊具の改修は約 6,700 万円でプロポーザル契約していますが、私はより多くの皆さんに遊具を楽しんでもらうことで 6,700 万円の大義が達成できるものだと考えております。

逆に、駐車場の狭さなどの原因で利用者数が制限されてしまうようでは 6,700 万円の大義は達成できないと考えるのも間違っていないと思っています。公園利用者の 8 割以上の方が駐車場は狭いと申しております。この 8 割が求める民意を基に改善を求めてまいりたいと考えておりますが、町側はどのように捉えますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（荻原謙一君） 小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） お答えいたします。

今年のゴールデンウィークは遊具のリニューアル直後ということもあり、龍神の杜公園の駐車場が満車となっておりました。森泉議員からのご指摘のとおり、路上駐車は大変危険でありますので、路上駐車禁止の注意看板を設置したほか、公園から一番近い駅北駐車場への駐車を案内した看板を設置いたしました。

遊具のリニューアルの前と後では駐車台数が大幅に変わったことから、駐車場の利用状況を把握するため、駐車台数の調査を実施いたしました。調査は 5 月 13 日月曜日から 17 日金曜日と、6 月 1 日の土曜日、2 日の日曜日、6 月 8 日の土曜日、9 日の日曜日の 9 日間で 10 時と 16 時の駐車台数を集計いたしました。

調査の結果、栄町公民館のある駐車場も含めると全部で 59 台のスペースがあるわけなんです。平日の駐車場利用率は 50% 未満でございました。6 月 1 日土曜日は午前中 38 台、これは 64.4%、午後が 30 台で 50.8% でしたが、この日は南北小学校の運動会もございましたので通常よりは少ないかなといった感じでございました。6 月 2 日の日曜日は 1 日中雨が降っておりましたのでちょっと参考にはなりませんが、午前中 13 台で 22.0%、午後が 9 台で 15.2% でございました。先日の 6 月 8 日土曜日については午前中 41 台、69.5%、午後が 37 台、62.7% で、6 月 9 日の日曜日については午前中が 55 台、93.2%、午後 35 台、59.3% でございました。

公園の利用は天候に左右されますが、比較的過ごしやすい日はほぼ満車の状況でございます。駐車場の満車状況が遊具をリニューアルしたことによる一過性の現象

なのか、慢性的に今後も駐車台数が不足するのか、調査期間が短いため現在のところ判断できる状況ではございません。今後も調査を継続し、調査結果を基に対応を検討してまいります。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 森泉謙夫議員。

○４番（森泉謙夫君） 駐車場のサイズの話になっちゃっているからですが、もうちょっと深く考えれば、仮に６，７００万円の遊具が駐車場が狭くて本来の仮に半分しか利用できないとすれば、町民益も半分の３，３５０万円の価値にしかないわけです。ということは、町側で言えば６，７００万円でできたけど半分しか使ってもらえないなら、それこそ２倍の１億３，４００万円使わなきゃ、６，７００万円分の仕事にはならないということだし、６，７００万円かけたなら２倍の１億３，４００万円分使ってもらえたほうが結果としてはいいわけなんだから、町民益として費用対効果を考えれば、どうすれば使ってもらえるかという角度から考えなきゃおかしいんじゃないでしょうか。

それと先ほども出ましたが、先日、今年第５０回になる龍神まつりに向けて龍の舞保存会の決起大会が開催されまして、１００人近くの方が龍の館に集まっていたんですが、駐車場の不足から舞の練習に来た際に車をどこに止めるかなど、相変わらずの話し合いが持たれていて、公園の施設を利用するに当たって番度こんな話が出ているようでは慢性的な駐車場不足と言わざるを得ないのではないのでしょうか。

先ほどの答弁でも公園利用の在り方が課題となっているということで考えているということでしたが、アンケート結果を受けて好評とされた遊具をさらに盛り上げる考えを持つのか、それとも現状を維持するにとどめるのか、こちらもお聞きしたいところではありますが、時間もありませんので次回以降の質問にしたいと思います。

それから、加えまして件名１で企画財政課長からスクラップ・アンド・ビルドの徹底による予算のスリム化という答弁がありましたけども、このような件については遊具のビルド効果を発揮するためにビルド・アンド・ビルドによる費用対効果の適正化を求めるべき場面であって、私のこの質問が公園の方向性を考えるきっかけとされるのであれば、整備されたそれぞれの効果を町民益として捉えて、最大限引き出す考えを持たなければいけないのではないかと考えました。

長期振興計画や公園の遊具だけじゃなくて、いろんな事業がある中で共通して言えるのは、つくって終わりじゃないということなんでしょう。

以上、申し添えまして、私の一般質問の全てを終わりといたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、通告２番、森泉謙夫議員の通告の全てを終了します。

昼食のため休憩します。午後は１時３０分より再開します。

（午後 ０時１０分）

（休 憩）

（午後 １時３０分）

○議長（荻原謙一君） 休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

柳澤会計課長、所用のため欠席する旨の連絡がありました。

通告３番、尾関充紗議員の質問を許可します。

尾関充紗議員。

（２番 尾関充紗君 登壇）

○２番（尾関充紗君） 通告番号３番、議席番号２番、尾関充紗です。今回は、電話でお金詐欺（特殊詐欺）への対策について、そして、障害福祉に関する福祉サービスについて、２件の質問をさせていただきます。

では、質問に入ります。

長野県警察のホームページでは、令和５年の長野県の特種詐欺、いわゆる電話でお金詐欺の被害総額は約９億８，１００万円に上ると発表されております。そして、現在、御代田町内でも特種詐欺、いわゆる電話でお金詐欺が頻発しており、町内在住の私の知人家族の家にも詐欺の電話が実際にかかってきておりますし、御代田メール配信サービスや防災無線でも何度も注意喚起がされているところです。

ここでまず、町内での電話でお金詐欺の事例や認知件数についてお聞きします。また、認知件数とは、被害に遭われた方が警察に通報や相談をすることで犯罪の発生が確認された件数のことを言いますが、実際の発生件数についても想定される数値があれば、お聞かせください。

○議長（荻原謙一君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

電話でお金詐欺につきましてはオレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、還付金詐欺、

融資保証金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際斡旋詐欺、その他特殊詐欺に加え、令和２年から預貯金詐欺、キャッシュカード詐欺等を含めた１０類型を総称したものであると認識をしております。

まず、長野県内における電話でお金詐欺の被害状況であります。令和５年１月から１２月までの被害件数は２２７件、被害額９億８，１００万円ほどになっており、このうち佐久警察署管内の被害件数は７件、被害額１，１０２万円ほど、御代田町での被害件数は１件、被害額１５０万円ほどとなっております。

令和６年１月から４月までの被害件数は７９件、被害額２億７，４００万円ほどになっており、このうち佐久警察署内の被害件数は３件、被害額９３０万円ほどとなっております。このうち御代田町での被害件数が２件、被害額８００万円ほどになっているところでございます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 尾関充紗議員。

○２番（尾関充紗君） すみません、電話でお金詐欺の実際の事例だったり、先ほど申し上げました認知件数ではなく、実際これぐらい発生しているだろうという発生件数についてというのは想定されるものはなかったということによろしいでしょうか。

○議長（荻原謙一君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

認知件数は長野県警察で把握しているところでありますが、警察に被害届や相談がなければ、被害の発生件数や事例を全て把握することはできない状況となっております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 尾関充紗議員。

○２番（尾関充紗君） 詐欺を防ぐには詐欺の手口を知ることが重要だと考えておりますので、ちょっと今回、事例についてのお答えがなかったことは大変残念ではございますが、電話でお金詐欺の手口には様々なものがあり、中には御代田町役場職員を名乗り還付金があるという口実で振り込みを誘導するような手口もあるようです。

ここでまず、詐欺の手口ではなく還付金や未払金、延滞金などが町で発生した際には、実際にはどのような手続となるのかを知るため、当町での正式な手続方法に

ついてお聞きします。

○議長（荻原謙一君） 山本税務課長。

（税務課長 山本喜久男君 登壇）

○税務課長（山本喜久男君） 町では町民の皆様から各種税金や保険料、使用料を徴収しており、それぞれ担当の窓口は異なりますが、中でも税金は多くの町民の皆様に関係しておりますので、代表として税務課でお答えいたします。

基本的に役場での還付の手続は電話ではなく、郵送または窓口で行います。

事務処理の流れを説明しますと、確定申告による訂正等で発生する町県民税の還付や転出等による国民健康保険税の還付など、町民の皆様からお預かりした税金を還付する必要がある際は、該当者に対し、還付内容を案内するとともに、還付口座を確認するための通知を郵送します。その後、還付口座をご記入いただいた用紙が返送されるのを待って指定された口座への還付処理を行います。こうした一連の手続は全て郵送により行います。

次に、未払金や延滞金が発生した際の対応ですが、納期から20日経過するまでに督促状を該当者に郵送します。滞納の税目が複数にわたる場合などは催告書を郵送し、納付していただくよう促します。

全国各地、そして長野県内においても電話でお金詐欺が毎日のように発生している状況下において、私たち役場職員は役場の業務に関して町民の皆様には不安やご心配をおかけしないよう、日々苦慮しているところです。

繰り返しになりますが、町民の皆様には疑念を抱かせないよう、手続は郵送や窓口での対応を基本としております。ただ、例外として、回答期限が過ぎても還付口座の回答をいただけない方に対して、還付処理を進める目的で通知が届いているかを確認するための電話をかけることがあります。また、納付が確認できない滞納者に対しては電話や個別訪問により納付を促す場合もあります。ただし、このような場合には事前に何度か通知を郵送し、還付や滞納があることを本人に知らせていますし、実際の電話や訪問時には具体的な内容について説明し、疑念を抱かれることがないように注意を払って対応しております。

ぜひ、役場からの通知は早めに目を通していただき、ご対応くださいますよう町民の皆様にもご協力をお願いしたいと考えております。

○議長（荻原謙一君） 尾関充紗議員。

○ 2 番（尾関充紗君） 当町の正式な手続では、まずは手紙でのやり取りが基本になるという理解をしました。

次に、具体的な点についてお聞きしますが、電話でお金詐欺の手口としてよく挙げられる役場職員が町民に対し A T M の操作を依頼する、通帳やキャッシュカードを預かる、電話で口座番号を聞くといった事例を当町の対応として行うことが実際にあるのか、改めてお聞きします。

○議長（荻原謙一君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

還付金などの手続の方法につきましては、先ほど山本税務課長から答弁のあったとおりですが、その手続の際、役場職員が町民の皆様に対して A T M の操作を指示することや通帳やキャッシュカードを職員が預かるようなことはありません。また、電話で町民の皆様から口座番号を聞くことは原則行いません。ただし、場合によっては口座番号を聞き出すということではなく、改めて確認のため電話をすることは考えられます。その状況としまして、例えば、町から町民の皆様にお支払いする予定であった給付金や謝礼などを振り込む際、口座番号などに誤りがあり指定された口座に入金できない場合があります。その際は、入金手続上、急ぎで町民の皆様にお知らせを電話にて確認することがあります。電話で確認する際は、電話でお金詐欺など誤解されないようしっかりと要件を伝えた上で確認をさせていただいております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 尾関充紗議員。

○ 2 番（尾関充紗君） 確認のため改めてお聞きしますが、当町で還付金や給付金などが発生した場合、まず手紙でのやり取りが基本となるということは当事者の方がその件について初めて聞くような状況で電話でのやり取りをすることは絶対にないということでしょうか。また、土曜日や日曜日の休日に電話を役場職員のほうからするということはあり得るのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（荻原謙一君） 山本税務課長。

（税務課長 山本喜久男君 登壇）

○税務課長（山本喜久男君） ご質問等の内容により、税務課でお答えいたします。

役場から町民の皆様に電話をかける場合には、事前に何度か郵送により通知を差し上げているのにも関わらずご回答をいただけないようなケースがほとんどです。ですから、役場からの電話の内容について、町民の皆様が初めて聞くようなことはないと考えております。

また、土日や祝日に役場から還付などの手続について町民の皆様に電話をかけることはありません。仮に、役場から電話する場合でも、内容について少しでも不安を感じさせるようなことがあれば、一旦電話を切っていただいて構いません。町民の皆様にお手数をおかけしますが、折り返し役場に電話をかけ直し、確認していただければと考えております。ただし、確認できるのは土日や祝日を除く平日の開庁日となりますので、ご注意くださいと思います。

○議長（荻原謙一君） 尾関充紗議員。

○2番（尾関充紗君） 今お答えいただいたとおり、土曜日や日曜日など確認できない状況で、役場が通常どおり開庁していない状況で電話がかかってくるという時点で、まずは電話でお金詐欺を疑ったほうがいいのだと思いました。

そして、これまでご答弁いただいた内容を全職員にもしっかりと共有いただき、徹底していただくことで、さらなる対策を図っていくことができるのではないのでしょうか。

また、長野県警察のホームページには、「電話でお金のお話が出たら全て詐欺だと疑ってください」との言葉が書いてあります。還付金や未払金、給付金などの要件で町を名乗り電話がかかってきた時点で御代田町民の皆さんがあれと疑問を抱くような環境づくりができること、またそういった問合せが町民の方から役場に來たときに職員が必ず気づけるような環境づくりができることが理想だと思います。

特殊詐欺電話に対し疑問を抱くような環境づくりという意味でも、そもそも特殊詐欺の電話がかかってきた時点での対策を目的とした特殊詐欺対策装置や自動録音装置の設置を普及させるため、対策装置の普及を目的とした周知や制度の設計についてのお考えをお聞きます。

○議長（荻原謙一君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

長野県警察やN T T東日本では、特殊詐欺犯罪の防止に向けてサービスの提供に

取り組んでいます。N T T 東日本が提供する特殊詐欺対策サービスとして、70歳以上の契約者または70歳以上の方と同居している契約者の回線を対象にナンバーディスプレイ及びナンバーリクエストの工事費と月額利用料を無料にするサービスを実施しております。

このほかN T T 東日本が実施しているサービスとして、特殊詐欺対策アダプターによる防災対策があります。これは自宅の固定電話に専用の特殊詐欺対策アダプターを取り付けることにより、A I が通話内容を判定し、事前に登録した家族などの連絡先に危険を通知する機能であります。特殊詐欺対策サービスの通知先を長野県警察に設定し、長野県警察からの電話または訪問による安全確認について同意をしていただくことで詐欺の疑いや詐欺の被害があった場合は、警察官に安全確認のため自宅を訪問していただくこともできるようになっております。この特殊詐欺対策アダプターにつきましては、本年9月30日までにN T T 東日本に申込みをした場合、設置工事と来年令和7年3月末までの月額利用料が無料となります。先着5,000名の方が利用でき、年齢制限がなく、どなたでも申し込めるサービスですが、N T T 東日本の回線使用者以外は利用できないサービスとなっておりますのでご注意くださいと思います。

なお、N T T 東日本の特殊詐欺対策アダプターの申込みが終了となった場合であっても、県内在住の65歳以上の居住者もしくはその親族を対象に、長野県警察が実施する特殊詐欺対策アダプターの設置工事費を半額にする補助事業がありますので、こちらご活用いただければというふうに考えております。

そのほかにも特殊詐欺の犯罪被害を受けた場合、または受ける恐れがある場合は、お客様からの申出により、電話番号変更の工事費を無料とするサービスがございます。電話番号を変更することで犯罪目的の電話が繰り返しかかってくるような被害を抑止することが可能となるものであります。

長野県警察では、日頃から巡回連絡として警察官が地域の皆さんのお宅に訪問し、犯罪や事故の被害者とならないためのアドバイスや予防方法についてお話ししていただいています。その際、お年寄りのご家庭に対しましては、先ほどの特殊詐欺対策アダプターの有効性や手続方法について説明していますので、提案があった場合は各種サービスを有効に活用していただければというふうに思います。

また、町では65歳以上の方を対象として振込詐欺などの特殊詐欺や悪質商法の

被害から住民の皆様の大切な財産を守るための対策として特殊詐欺などを抑止する効果が期待できる通話録音装置を無料で貸し出しています。町では5台保有して、現在3台を貸し出しているような状況となっております。通話録音装置はご家庭の電話回線と固定電話機の間接続する機器となり、設置に伴う工事費や月額使用料は発生しません。こちらはN T T東日本が提供する特殊詐欺対策アダプターとは異なり、A Iが通話内容を判定する機能はついておりませんが、N T T東日本の回線でなくても取り付けることができるようになっております。

また、電話の着信があった際に、振込詐欺などの被害防止のための警告メッセージが流れた後に会話内容を自動録音する機器となっており、年度単位での貸出しを行っているところであります。

長野県警察においても、特殊詐欺対策アダプターとは別に通話録音装置や防犯機能付き電話機について半年を上限として貸出しを行っております。貸出しできる台数には限りがありますのでお早めにお問合せいただければと思います。

以上、申しあげました様々なサービスを活用することは電話でお金詐欺などの特殊詐欺被害を受けるリスクを低減し、被害者とならないための対策となりますので、これらのサービスを町民の皆様に広報することで、引き続き、被害防止に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 尾関充紗議員。

○2番（尾関充紗君） N T Tの回線を使用している方はなるべく早く長野県警察に特殊詐欺対策アダプターの申し込みをしたほうがお得に利用ができ、対策もできるということですね。また、N T Tの回線以外の方も使える町で貸出しをしている自動録音装置ですが、貸出し期間が終わり、その後も継続して利用したい場合はどうなるのでしょうか。

○議長（荻原謙一君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

通話録音装置の貸出しは年度単位としておりますので、再度貸出しを希望する場合は、再申請をお願いしているところであります。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 尾関充紗議員。

○2番（尾関充紗君） では、継続して貸出しがもしできなかった場合というのは、自費で装置を購入することになると思いますが、その際、購入代金を補助するような考えはありますでしょうか、お聞きいたします。

○議長（荻原謙一君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

町や佐久警察署において通話録音装置の貸出しを行っておりますので、まずは無料貸し出しをご利用いただければというふうに思います。

今後、通話録音装置の貸出し希望が増加した場合には、現時点で購入費の一部補助までは考えておりませんが、町で貸し出している機器の台数を増やすなど、新たな対応を考える必要があるかというふうに思っております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 尾関充紗議員。

○2番（尾関充紗君） そうですね、まずは町や警察署の貸出しを自動録音装置が全てで払ってしまうほど町民の皆さんの防犯意識を高めていけるよう、また、地域みんなが詐欺に遭わないまちづくりをしていくため、周知に力を入れていただくことが重要だと考えます。

では、次の障害福祉に関する福祉サービスについての質問に入ります。

当町の障害福祉に関する福祉サービスには多くの種類がありますが、今回は、まずその中から身体障害者運転免許取得費助成事業、補装具費の支給、日常生活用具の給付について、それぞれ支給要件が定められた経緯についてお聞きします。

○議長（荻原謙一君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

障害者福祉サービスに限らず、支給要件として所得制限が定められた事業は多々ございますが、ご質問の例として挙げられました3つの事業、こちらの支給要件についてお答えをいたします。

まず、身体障害者運転免許取得費助成事業についてでございますが、この事業は町の単独事業となっております。事業の内容としましては、身体障害者の自動車免

許取得に要した費用の3分の2、最大10万円、こちらを助成するものでございます。対象者としましては御代田町に住所を有し、免許取得により社会参加が見込まれ肢体不自由の身体障害者手帳を所持しており、手動アクセルなど改造された自動車を使用しなければ免許の取得が困難である、前年の住民税が非課税の世帯に属している方というふうになっております。この対象者を肢体不自由の身体障害者手帳を所有している方としているのは、肢体不自由の方は手動アクセルなどの改造車が配置されている特定の教習所へ通所する必要がある、通所のための宿泊費ですとか高速道路料金などの教習とは別の費用が発生するため、その分を補うように、またあわせて費用を支払うことが難しいと考えられる世帯を対象とするために住民税非課税世帯を対象としております。

次に、補装具費支給制度についてでございますが、この制度は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、この先、障害者総合支援法と表現をさせていただきますが、その第76条の規定に基づき実施をしているものでございます。事業の内容としましては、障害の内容や程度により補装具の購入や修理に要する費用について支給をするものでございまして、対象者としましては補装具を必要とする身体障害者、身体障害児及び難病患者となっております。所得制限に係る世帯の範囲は、身体障害者及び18歳以上の難病患者の場合は本人とその配偶者となり、その世帯人員に市町村民税所得割の納税額が46万円以上の者がいる場合は公費負担の対象外、全額自己負担となります。なお、身体障害児及び18歳未満の難病患者につきましては、令和6年4月から所得制限が撤廃されております。

3番目の日常生活用具給付制度についてでございますが、この制度は障害者総合支援法の第77条第1項第6号の規定に基づき実施をしているものでございまして、障害者等の日常生活の便宜を図るため用具を給付するものでございます。対象者としましては、日常生活用具を必要とする障害者、障害児及び難病患者となっており、いずれも所得制限はありません。なお、利用者負担につきましては、補装具費支給制度及び日常生活用具給付制度ともに原則1割の定率負担がございしますが、補装具費支給制度は政令に基づき、日常生活用具給付制度は各市町村による判断に基づき世帯の所得に応じて負担上限月額が設定されております。具体的には、生活保護世帯等市町村民税非課税世帯は、基準額以内であればご負担なしで、基準額を超えた場合にはその分は自己負担となります。市町村民税課税世帯は3万7,200円が

負担上限月額となっております。それぞれの事業実施のために記された国からの準則や上位法に基づきまた近隣自治体の状況等を鑑み財源にも限りがございますので、負担が難しいと考えられる世帯を対象とするために所得制限が設定されたものというふうに考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 尾関充紗議員。

○2番（尾関充紗君） では、次に、先ほどと同じく身体障害者運転免許取得費助成事業、補装具費の支給、日常生活用具の給付の年間当たりと累計の利用者数についてお聞きします。

○議長（荻原謙一君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

まず、身体障害者運転免許取得費助成事業についてですが、この事業は過去3年間の利用実績はございませんでした。

続いて、補装具費支給制度の実績についてですが、令和3年度、延べ件数38件、支出額379万6,656円、このうち交付が28件、330万7,940円、修理が10件、48万8,716円、令和4年度、延べ件数26件、支出額172万4,583円のうち交付19件、142万2,646円、修理7件、30万1,937円、令和5年度、延べ件数27件、支出額234万5,410円のうち交付16件、181万4,254円、修理11件、53万1,156円となっております。

次に、日常生活用具給付制度の実績についてでございますが、令和3年度、延べ件数ストーマ装具264件、その他5件、支出額268万1,175円、令和4年度、延べ件数ストーマ装具262件、その他の支出はございませんでした。支出額240万5,668円。令和5年度、延べ件数ストーマ装具315件、その他8件、支出額334万2,967円となっております。なお、このストーマと言っておりますが、このストーマとは便や尿を排泄するために新しく設けた出口のことでございます。いわゆる人工肛門であるとか人工膀胱のことございまして、ストーマ装具とはそのストーマにつけるパウチ——小袋のことでございます。

また、その他、電気式たん吸引機ですとか特殊食器、簡易収尿器、T字杖、視覚

障害者用読書支援機器などのことでございます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 尾関充紗議員。

○2番（尾関充紗君） 自身に障害があるという事実は、日常生活の随所でその生活に心身の両面からハードルを生みます。家族に迷惑をかけることもあるものです。そんな中、自治体や企業からの補助やサービスというのは障害者本人の気持ちを少し楽にさせてくれる役割を担うと私は考えています。

私自身、身体障害者手帳を持つ障害者であります。自分の障害を人生の中で出会ってきた様々な障害者福祉のサービスによりポジティブに捉えることができています。

これは一例として紹介しますが、私が生まれ育った名古屋市では、市バス、地下鉄の乗車料金や市営駐車場の利用料が無料であるなど、多種多様なサービスがありました。障害を理由にいじめに遭うこともあった子ども時代でありましたが、それらのサービスが充実していることで自分の持つ障害に対しコンプレックスを持つのではなく、むしろ感謝したこともあるほどでした。

御代田町に暮らす全ての障害者に対してはもちろんでありますが、障害を持ち、御代田町で成長する子どもたちには特にそうした環境でなるべくコンプレックスを持たずに育ってほしいと考えています。

そこで、身体障害者運転免許取得費助成事業ですが、先ほどご答弁いただいたとおり、過去3年間の助成事業の利用者がゼロであるというところから今回の質問をさせていただきます。

御代田町はそもそも車なしでは生活できないといわれる町です。であるならば、当然、肢体不自由の方にとっては、より車は必須の移動手段となります。御代田町は公共交通機関が十分でないことも含め、この町の特性上、肢体不自由の身体障害者手帳を持っている方全員に対し、町として全力でサポートしていく姿勢があっても然るべきだと思いますが、当町の現状の対象者は肢体不自由の障害者手帳を所持していることに加え、手動アクセル等改造された自動車を使用しなければ教習が受講できない方と限定されており、その上、対象要件では前年の住民税が非課税の世帯に属していることとなっており、当町の運転免許取得費の助成事業の対象者自体がほぼゼロということが現状なのではないでしょうか。

また、先ほどご答弁いただいたように、手動アクセルなどの改造車が必要な方の場合、教習とは別の費用が発生する分を補う必要があるということでしたが、そうであれば、その分は別途補助金を設定するべきであるとも考えます。

障害者手帳を持っているということは、その障害に対する支援が必要だということの証明です。支援が必要だと国に認められ同分野の障害者手帳を持つ、つまり同じ障害を抱える方々に対し、所得で制限をかけていく考え方は果たして正しいのでしょうか。また、所得制限がかけられている事業の多くは、障害者本人にではなく障害者が属している世帯に対して所得制限がかけられています。障害者手帳を持つ家族がいる世帯で働けば働くほど給付がなくなるという実態は、本人だけでなく、その世帯の就労意欲を削ぎ、将来的には国全体の税収悪化をも招きます。また、いわゆる中高所得層と呼ばれる世帯は高額な税金を収めており、税負担の公平性は既に保たれているといえるのではないのでしょうか。

その上、当町の令和5年の身体障害者手帳所持者の総数は555名であり、知的障害者、精神障害者を含めても933名、総人口の5.7%という数字が出ております。ちなみに、ゼロ歳から18歳の身体障害者手帳所持者に関しては11名です。この数字から見ても、対象者や対象要件を拡充しても町の財政状況をそれほど圧迫するとは思えません。

一方、先ほどご答弁いただきましたように補装具費支給制度につきましては、世帯の中に市町村民税所得割が46万円以上の方がいる場合は補装具費の支給対象外となるものの、この令和6年4月からは身体障害児及び18歳未満の難病患者については所得制限が撤廃されておりますし、日常生活用具給付制度については、所得に応じて自己負担額は増えるものの、制度の利用自体には所得制限はございません。

補装具費支給制度をはじめ、障害児に関する福祉サービスについては、国でも所得制限撤廃の動きがあります。

ここで改めて運転免許の所得費助成事業に目を向けますと、これまで子どもであった方、親の送迎を必要としていた方々が自立をするきっかけになるのが運転免許の取得です。そういう意味では、この事業は子育て支援の一環ともいえるのではないのでしょうか。

実際、先ほどご答弁いただいた比較的利用しやすい事業である補装具費や日常生活養護の支給については、しっかりとその利用者がいらっしゃるようでした。せつ

かく障害福祉に関する福祉サービスを制度として用意していても、町民の皆さんに使っていただけないのでは、あまりにも残念であると感じます。改めて、障害者福祉というのは冒頭でも申し上げましたとおり、障害者当事者にとって生きていく上での精神的な支柱であり、バランスを取るために必要なものだと考えています。障害者手帳を持っている方たちは平等にサービスを受ける権利があるのではないのでしょうか。

ここでお聞きしますが、身体障害者運転免許取得費助成事業をはじめとした障害福祉に関する福祉サービス全般について、所得制限の見直しを必要とする考えはありますでしょうか、お聞きいたします。

○議長（荻原謙一君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

障害福祉サービスや障害児支援サービスの利用者負担では、所得に応じて負担上限月額が設定され、一月に利用したサービス料に影響されないよう措置が講じられております。これは、それぞれの負担能力に応じた負担となるように講じられたものでございますが、車椅子や補聴器、義手や義足などの補装具の中には高額なものもあるほか、子どもの成長に応じて交換する必要があるため、所得制限により支給が受けられない世帯の経済負担が課題であるということも事実としてございます。

国は、児童手当の所得制限の撤廃など、少子化対策の一環として身体障害児の補装具補助について令和6年4月から所得制限を撤廃しております。

先ほど答弁をさせていただいたとおり、国の制度に基づくものもございますので、全てにおいて所得制限を撤廃するということはできませんけれども、尾関議員からのご指摘のとおり所得制限を含め対象要件でハードルが高いということもあると思いますので、所得制限の見直しや対象要件の拡充を含め、まずは町単独事業での必要性ですとか状況を鑑み、検討をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 尾関充紗議員。

○2番（尾関充紗君） 前向きな答弁だと捉えております。所得に関わらず、同じ障害を抱える方が平等に、その障害を少しでもポジティブなものとして捉えられるよう、ご答弁いただいた前向きな内容に期待をしたいと思います。

また、それが実現した際には、より多くの町民の皆さんが知り、町全体で障害福祉に関して考えることができるよう、周知にもご尽力いただけることを信じ、以上で私の一般質問の全てを終わります。

○議長（荻原謙一君） 以上で、通告３番、尾関充紗議員の通告の全てを終了します。

通告４番、山本今朝和議員の質問を許可します。

山本今朝和議員。

（１番 山本今朝和君 登壇）

○１番（山本今朝和君） 通告番号４番、議席番号１番、山本今朝和です。早速ですが、質問に入らせていただきます。

１番目に、公共施設のＬＥＤ化の進捗状況についてですが、１番として、防犯灯ＬＥＤ化による電気料の削減効果についてお聞きをします。

令和４年度に防犯灯のＬＥＤ化の工事が完了し、通学路をはじめ、区内が明るく感じます。防犯抑止になっていると思います。

また、町民から暗いところがなくなって安心とか、あるいは部活の帰りも暗いところがなくなって怖さがなくなったという声を聞いております。逆に、今度は明るくなり過ぎちゃって生活に支障が出ている人もいまして、本人からの苦情があって話を聞いたところ、身体的にちょっと問題があって、どうも夜明るすぎると、次の日に体調不良をしてしまうというような方がおりまして、この対策については町の担当者とも協議して、そちらの方向に直接明かりが行かないようにＬＥＤにかさをつけて対応しました。それによって、本人もこれなら大丈夫ですという言葉をお聞きしたので、明るくなりすぎて影響があるのはちょっと驚いたんですけども、そんな人も世の中にいるということを初めて知りました。

そんなこともあって、ＬＥＤ化になって明るくなって、いろんな部分でよくなったというふうには思っているんですが、まだまだ改善していかなければいけない部分は多々あるかと思いますので、それらを生活を守ることができるような形で、引き続き、町民、我々一体になって維持したいというふうに考えております。

そこで、計画当初は町の単独投資でＬＥＤ化を進めていましたが、その後の検討で１０年リースというような契約をしたというふうに理解をしておりますが、契約の詳細と管理方法の変化についてお聞きをしたいと思います。また、防犯灯はどのくらい増えたか、あるいは電気料金はどのくらい減っているのか、その辺のところ

をもし数字で表せるようでしたら、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（荻原謙一君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

各区が所有しています防犯灯のＬＥＤ化工事につきまして、本年３月の黒岩議員の一般質問でも答弁をさせていただいております。

既にＬＥＤ化が完了していた防犯灯の管理と、今後の１０年間の新設も含めたリースによる包括的管理契約を令和４年７月に締結しまして、令和５年２月末までに完了をしたところでございます。

各区に支払っています防犯灯の補助金から推計しますと、令和４年度における防犯灯の電気料につきましては６１６万円ほどとなっております。また、令和５年度における防犯灯の電気料は２８８万円ほどと推計しており、前年度と比較して５３．３％の削減をしたところでございます。

そのほか防犯灯の灯数ですとか、そういったご質問もございましたが、防犯灯の個数についてお答えをさせていただきます。

今から２０年ほど前の平成１５年度末、防犯灯の設置数９９１台でありました。平成１６年度から令和４年度までの１９年間で４４２台を新たに設置しました。また、３０年度、別荘防犯組合で管理をしていました１０４台を向原区へ、平成３０年度は２１台を塩野区へ移管をしたところでございます。４年度の末では、１，５５８台となっているところでございます。また、令和５年度の増加台数につきましては、各区からの要望に基づき６４台を設置いたしました。これによりまして１，６２２台の設置となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（荻原謙一君） 山本今朝和議員。

○１番（山本今朝和君） 金額的にもＬＥＤの効果が大幅に出ているというふうに感じたところであります。また、防犯灯の数量も大幅に増えているわけですが、ＬＥＤ化にしたために電気料がたいして上がっていないというようなことで、絶大な効果が出ているのではないかというふうに思いました。

また、各区で今までは蛍光管の時には玉切れだとか、いろんな部分で修理等をしてきたわけですが、今度新設になって一気に修理等が減って、ＬＥＤの寿命

も蛍光灯より長いのではないかという感じがしているところです。

また、町の配慮によって、修理代が今まで区で持っていたのが全て町持ちということで、本当に区で持つのは電気代の半額負担という形になってきましたので、区の出費も大分減ってきているところであります。

続いての質問なんですが、ＬＥＤ化の話があったときに、公共施設もＬＥＤに変えるというお話で、我々のところで創作館と呼んでいますけれども創作館、それから詰め所等の見積もりに来て確認をしていったところなんですけれども、以後、進捗がないので、ここで改めてお聞きをしたいんですが、公共施設のＬＥＤ化についてはどのような考えでおられるでしょうか。

○議長（荻原謙一君） 内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） お答えいたします。

公共施設のＬＥＤ化については、恒常的に使用し効果が高いと想定される施設について進めてきています。令和３年度には福祉施設及び教育施設で１０か所、具体的にはハートピアみよた、やまゆり共同作業場、雪窓保育園とやまゆり保育園、それから大林児童館、エコールみよた、Ｂ＆Ｇ海洋センター、御代田中学校、南北小学校について実施しました。令和４年度にはインフラ施設を中心に１７か所、具体的には御代田中学校グラウンド、やまゆり体育館、雪窓公園管理棟、屋内ゲートボール場、弓道場、消防庁舎、ハートピアみよたの２期工事、それから旧保健福祉課庁舎、旧保健センター、町営駐車場・駐輪場、それから井戸沢最終処分場、公共下水道及び農業集落排水施設の６か所について実施しています。これら恒常的に使用する公共施設については一通り完了しています。

また、公共施設とは別に、街路灯と防犯灯のＬＥＤ化についても同時に進めています。

先ほどの質問がありましたとおり、既存の街路灯と防犯灯については全て完了しました。

今後の計画としては、防犯灯については令和４年度からの１０年間のリース契約の中で、これ令和４年度からなので既にスタートしておりますが、３００基の新規設置を予定しております。新設分については区の要望等にあわせて計画的に整備していく予定としております。

先ほど質問の中にありました創作館ですとか詰所というのは、調査はしましたけど、公民館等につきましては補助金の関係で町で事業実施しましたけど、それを指定管理として区のほうに管理をお願いしております。そういった中で電球灯の維持管理については区のほうにお願いするということで、町で実施する予定にはなっておりません。

以上のとおりです。

○議長（荻原謙一君） 山本今朝和議員。

○1番（山本今朝和君） 確かに公民館とか創作館、あるいは詰所なんかは年中使っていませんので、電気代あるいは玉切れが起きる確率も非常に少ないですし、やっても効果があるかどうか、むしろ効果がないと言ったほうがいくらかのレベルのものかもしれませんけれども、ある意味LED化にするということで期待をしていた部分もありました。

それでは、続いて次の質問に移らせていただきます。

畑灌施設の管理保全対応についてお聞きをします。

特に、畑灌の故障時の対応あるいは助成金の活用方法についてのシステム化の考えについてお聞きをしたいと思います。

農業の活性化を進めるため、各市町村では様々な取組が始まっています。佐久広域では、佐久広域と言っていいかどうか分かりませんが、ワインをこの地域の特産にしようと、ブドウの栽培からワインづくり、販売まで一貫で立ち上げようとしています。この近くにはワインセラーなんかが大分できまして広域で進めるような雰囲気になってきております。

御代田町には高原野菜のブランドがありますので、ぜひこの高原野菜のブランドを将来的にも維持していくために、生産者はこのブランド野菜を守るため、今年も不順な天候に左右されながら今までの経験を生かし、施設を有効に使いながら生産を続けています。燃料・資材の高騰等により経費は今までの5割以上となっています。農家の手取りは販売金額に大きく左右されますが、今の時点では昨年を下回っています。聞くとところによると98%の達成率だという、売上です、98%の達成率だということです。このような環境の中で野菜づくりに欠かせない水の確保は重要なポイントとなります。今ある畑灌水施設は農業者にとっては重要な位置づけになっています。そのため、各施設は使用者で灌水組合化して管理しているところで

あります。例えば、馬瀬口地区の畑灌は5組合あり、現在97名の生産者が62万8,000m²の面積で野菜を生産しております。これはほとんど高原野菜です。畑灌に入っていないところも含めると、さらにこれにプラスアルファになってくるわけですが、畑灌に入っているところだけで62万8,000m²という面積になっています。多分、畑灌の含めない面積をあわせると、この面積はかなり多くなると思います。

10年後には、この今97名いるメンバーが約半減する予測でいます。そうすると1人当たりの生産面積は今の倍になってくるというようなことで、それぞれの農業者は今後のことを考えると大変不安な状況で生産を進めているのが事実であります。

また、今後もなくてはならない灌水施設を守るため、町の援助を頂き、管理を進めていきたいと思っておりますけれど、今までも以前で、一般質問での回答で、ポンプの交換時期を見極め最大の助成金を確保するためのシステムづくりの検討をするという旨の回答をお聞きしているんですけども、さらにこれを進歩していただいた管理組合の組織化をぜひ進めてもらって、各組合の維持管理をしている設備について、最大の助成金は得ながら修理をしていけるような体制をつくっていけないかなというふうに模索をしているところなんですけども、ぜひこの部分については町の応援をお願いしたいというふうに思います。至急、こういったものの組織化して、管理保全活動を進めるための対応についてお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（荻原謙一君） 木内産業経済課長。

（産業経済課長 木内一徳君 登壇）

○産業経済課長（木内一徳君） お答えいたします。

現在、当町では約10団体の畑地灌水施設組合が農業者の方々に独自に組織され、各団体において対象農地を灌漑するため灌水施設、送水ポンプ設備、管路等の維持管理をしています。

しかし、現在稼働している設備は、導入からおおむね40年以上が経過しているため以前にも増して老朽化が進み、日常の修繕の回数も増加している状況です。また、組合員の高齢化や農業離れなどにより、灌水施設を維持していく上で組合の財政状況が厳しいのが現実です。

このような中で、将来大規模な機械の更新が考えられますが、本来自前の施設で

あることから、基金を積み立てるなどして更新費用を確保しなければなりません、現状でも毎年機械の故障など不具合が生じ、その都度修繕費がかかるため、基金を積み立てる余裕がありません。

このような状況から組合の負担軽減策として、国・県が支援する土地改良施設維持管理適正化事業、御代田町農業振興事業、多面的機能支払い交付金事業などの補助事業が考えられます。

土地改良施設維持管理適正化事業は事業費のうち国が30%、県が30%を補助、灌水組合が40%を負担するものです。10数年に一度実施するような大規模修繕については計画的に実施することで補助率の有利な国と県の補助事業が活用できると考えます。

また、農業振興事業は、事業費のうち町が50%を補助、灌水組合が50%を負担するもので、突発的な機械の故障などにおいて速やかな修繕が可能です。

これらの補助金を活用いただき、適宜、的確に整備、補修を実施することで、施設の機能保全を図っていければと考えています。

灌水施設の小規模な補修や更新には多面的機能支払交付金を活用いただけると効果的だと考えています。現在、多面的機能保全組織には多数の灌水組合が加入していますが、多面的機能支払交付金を活用した灌水施設の維持管理、更新は、補助金が交付される財政的なメリットはもとより、これまで以上に自らの組織で、自らの施設を大切に守っていくという意識が芽生え、次世代につながる持続的な農業経営が可能になっていくものと考えます。

3月の議会定例会の一般質問でも答弁しましたが、今年度は多面的機能保全組織協議会の設立を予定しています。協議会では各団体の代表者が集まり、定期的に現状把握や意見交換、また、今後の農業政策について協議していきたいと考えています。

町としましては、協議会の事務局として組合相互の連携を図り、情報を共有し、農業生産の基盤施設である畑灌施設の課題解決に向けて支援していきたいと考えています。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 山本今朝和議員。

○1番（山本今朝和君） 今後の設備の維持をするため、各組合でも次世代につなげる持

統的な管理をするために努力をしていきたいと思っておりますが、取り巻く環境が一層厳しくなる中で、農業振興を進める意味から町の支援が欠かせないと思っております。ぜひ、現状以上の支援をお願いして、以上で通告番号4番、山本今朝和の一般質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（荻原謙一君） 以上で、通告4番、山本今朝和議員の通告の全てを終了します。

この際、暫時休憩します。再開はブザーにてお知らせします。

（午後 2時38分）

（休 憩）

（午後 2時51分）

○議長（荻原謙一君） 休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

通告5番、中山温夫議員の質問を許可します。

中山温夫議員。

（7番 中山温夫君 登壇）

○7番（中山温夫君） 通告5番、議席番号7番の中山温夫です。本日最後です。かかって4時前には終わると思います。もう少し皆さんご辛抱よろしくをお願いします。

福祉関係の質問になりますので、いろいろ専門用語が多く出されます。分からないところもあるかと思いますが、ご承知おきよろしくお願いします。

まずは、障害者の就労及び就労のための支援についての質問をいたします。

本年4月に、町では第7期障害福祉計画が作成されました。障害福祉計画作成時において、20歳から64歳のアンケート結果で、仕事をしていない障害のある方は約41%となっています。仕事をしたくても障害や病気などで仕事ができない方が多くいることが分かりました。

働くということは、誰にとっても重要な意味を持ちます。特に障害者にとって、仕事は自己実現や社会参加の一環ともなります。そして、収入を得ることもできます。多くの障害者は自分の生活費や家族の養育にお金が必要で、収入を得ることで自立や生活の安定、そしてよりよい暮らし方にとって重要な位置づけともなります。あわせて社会貢献にもつながります。仕事を通じて社会に貢献することは、障害者にとっても重要なことで、自分の能力を生かし、社会経済の一端を担うことで自己肯定感を高めていくことができます。

障害者雇用は社会にとっても共生社会を実現するための重要なステップであり、

障害者が自分の能力を最大限に発揮できる環境を整えることが求められているのではないかと考えます。

そこで、まず、障害者総合福祉支援法に基づくサービスについて、町内の訓練等給付事業の種類、また、それら事業所の定員や利用者数、定員の充足率など、全体の雇用の状況についてお聞きいたします。

○議長（荻原謙一君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

訓練等給付事業には機能訓練、生活訓練などの自立訓練や、就労移行支援、就労継続支援のA型、B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助があります。

今回は、就労・就業についてご質問いただいておりますので、就労に関する主なサービスについてお答えをさせていただきます。

就労に関するサービスの主なものとしましては、就労系支援、就労系障害福祉サービスに就労移行支援事業と就労継続支援事業がございます。就労移行支援事業は、一般企業などに雇用されることが可能と見込まれる方が対象となっており、就労継続支援事業は、一般企業などに雇用されることが困難な障害者や難病を持つ方に就労の機会を提供するとともに能力などの向上のために必要な訓練を行う福祉サービスでございます。就労継続支援事業には、A型事業とB型事業の2種類がございます。就労継続支援A型は、事業所と雇用契約を結び、利用する福祉サービスで最低賃金が保証されます。就労継続支援B型は、事業所と雇用契約を結ばずに利用する福祉サービスでございます。

町内には就労継続支援A型事業所が1か所、同B型事業所が1か所あり、事業所の定員はA型事業所が13名、B型事業所が14名となっております。

利用者数につきましては町外からの利用者、施設外就労もあわせて、5月31日の時点で就労継続支援A型事業所が23名、B型事業所が17名となっております。いずれも定員を超過しておりますが、本事業所とは別の場所で施設外就労をされておりますので、定員を超過してもサービスの提供が可能となっております。

次に、定員の充足率でございますが、就労継続支援A型事業所は約88.46%、B型事業所は104.01%となっております。

全体の雇用状況につきましては、いずれの事業所も定員に近い利用者数となって

おります。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 中山温夫議員。

○7番（中山温夫君） 町内の事業所の定員などを聞きましたが、結構定員充足率が高いということで、改めてちょっとびっくりしたような状況なんです。訓練等給付事業で、現在、住所が町内にありまして、他市町村へ就労のために通勤している方はどのくらいいるのか。それから、職業選択の自由や自分の心身の状態、そして事業所の環境で他市町村の事業所を選択している方もいると思いますが、町内の事業所を利用したいが定員の関係で利用できないという方はいるのか、いないのか、お願いします。

○議長（荻原謙一君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

当町で支給決定をしている方で他の市町村の障害福祉サービスの事業所へ通所されている方は、就労継続支援A型が8名中3名、同B型が27名中13名いらっしゃいます。町外事業所へ通所されている方でも、町内の事業所を見学した上で他市町村の事業所を選ばれる方もいらっしゃいます。事業所ごとに精神障害をお持ちの方向けの事業所もあれば、身体・知的・精神のいわゆる3障害をお持ちの方向けの事業所などもありますので、新規で利用希望があった場合は、各事業所を見学していただき、ご本人の希望による事業所で体験などを経て通所する事業所を決定しております。

結果的に、町内の事業所ではなく町外の事業所に通所となる、そういったケースもございます。町外の事業所へ通所する際には、通所に係る交通費としまして、1か月1万円を限度として、半分の2分の1を補助する町単独の制度も利用していただきながら、町外の事業所へ通所されている、そういった状況でございます。

これまでは町内の事業所を定員を理由に利用できない、そういったケースはありませんでしたが、就労継続支援B型の事業所では、定員既にいっぱいのため、今後新規利用希望があった場合は、通所できたとしても毎日の利用は難しいと、そういった状況も考えられます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 中山温夫議員。

○7番（中山温夫君） 先に定員いっぱいと言われちゃったので、次どうしようかと思っているんですが、質問事項にもあるんですが、要は、障害者の生産年齢の人口なんですが、知的障害の人たちは全体の58%、それから、精神障害者の生産年齢区分は全体の73%という方が、もう実際に働けるという可能性があるという中でおいでになるということ。それから、こういった数値の状況も踏まえていくと、現状の中で、町内の事業所だけで利用希望者のニーズに対応できるのかということを考えているのかということなんです。今後、養護学校の卒業生や新規の利用希望者なども踏まえて、障害者の就労事業に関する基盤整備について、どのように考えているのかをお願いします。

○議長（荻原謙一君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

中山議員のおっしゃるように町障害者計画などでも記載されておりますが、精神障害保健福祉手帳や療育手帳の所持者は年々増加傾向にございますので、一般就労が難しい方は、障害福祉サービスの中でも通所事業所を利用するといったケースが増えてくることが見込まれます。その希望者数の増加に対して、町内の障害福祉サービス事業所の資源が少ないという状況も考えられます。

しかし、新しい事業所が開設されたからといって、すぐにその利用者がその事業所を利用するかどうかは、事業所の立地ですとか作業内容などによって異なりまして一概には言えないという状況でもございます。

例えば、町内でも令和4年度に就労継続支援B型事業所が開所されましたが、約半年で閉所されてしまったと、そういった経過があります。また、佐久地域で本年4月に新しく開所した就労継続支援のB型事業所も現状の利用者が3名と、そういった状況であるというふうにお聞きをしております。そのような中でも新しい事業所の立ち上げに向け市町村へニーズの聞き取りを行っている、そういった事業所もございます。

町としましても事業者からニーズ調査などがあつた場合には、町の現状をお伝えしながら、適切な事業を実施していただける事業所に開設をしていただけるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 中山温夫議員。

○7番（中山温夫君） 実態として、町内の中で選択ができるということは非常に重要なことかなというふうに思います。やはり、こちらしかないということではなくて、こっちかこっちがある中で選択ができるという環境というのは、行政のほうでもしっかりと主導を取って立ち上げていけるような支援というのは考えていくべきかなんていうふうに思うのですが、それでも、今、放課後等児童デイサービスについても、利用者が多く定員いっぱいの状況だと聞いています。今後、就労サービス事業所も町内での受入れが難しくなるような状態にはならないように、くれぐれも努力していただきたいというふうに思います。

続いて、工賃についての質問をいたします。

工賃というのは一般の事業所でいう給料ということです。障害者総合支援法に基づいた障害福祉サービスにおける福祉的就労事業の一つで、先ほど課長からもありました就労継続支援のA型、B型という形で町内にはあるということなのですが、町内にあるA型、B型事業所、その内容と工賃はどうなっているのか、どのような金額になっているのか。県との平均等も踏まえて対比していただいて、その報告をお願いしたいと思います。

○議長（荻原謙一君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

事業所の内容としましては、就労継続支援A型事業所ではお弁当の製造、同B型事業所ではかごなどの自主製品の製作、販売や、食品加工業者の製品梱包と、あと役場庁舎の清掃作業というものがございます。

就労継続支援B型事業所の工賃の状況につきましては、令和3年度、工賃総支給額280万1,233円、平均工賃月額が1万2,022円、令和4年度、工賃総支給額291万8,728円、平均工賃月額1万4,449円、令和5年度、工賃総支給額354万4,443円、平均工賃月額2万284円となっております。

令和4年度の県平均と比較をしますと、県平均が1万6,930円ですので、2,481円低いといった状況となっております。

しかし、令和5年度につきましては、新型コロナウイルス感染症が5類に引き下

げられたため、イベントですとか販売機会が次第に増加をして、自主製品の売上が回復してきたこと、また地元企業からの新規受託工賃事業の収入増加により、総支給額及び平均工賃は大幅に増加をしております。

なお、A型事業所につきましては、令和5年度からの稼働ではありますが、最低賃金が確保されておりますので事業所に確認をしたところ、概算でですが、月額7万1,662円ということでございました。

町としましても、工賃増加のため町内事業所に委託できるような事業があれば、事業所に働きかけをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 中山温夫議員。

○7番（中山温夫君） 私のほうでも調べたのですが、金額がちょっと違うんで、一応1万3,000、4,000円くらい、5,000円くらいですか、そのくらいが月額、B型の工賃、A型が最低基準というような形になっていると思います。

しかし、月額1万3,000、4,000円、仕事の内容や量にもよりますが、それでもあまり安い工賃であると思いませんか。おまけに、昨年来より物価が上昇している中で、嗜好品の購入や生活用品の購入についても、生活は本当に厳しい状況であるのではないのでしょうか。

そこで、障害者優先調達法に基づいた町としての物品やサービスの調達について伺います。

この法律は、障害者の自立に向けた生活支援を目的として、公的機関が障害者就労施設などから物品やサービスの調達を勧めるために必要な措置を定めています。現状、町はどのような仕事を障害者就労施設から調達を受けているのか、お尋ねいたします。委託内容、規模、委託料など、それから委託料について、現在のお考えの中では適正かどうかについても、あわせてお伺いしたいと思います。

○議長（荻原謙一君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） 役場の障害者優先法に伴う物品やサービスの調達についてお答えをさせていただきます。

障害者優先調達推進法の規定に基づきまして、町では障害者就労施設等から物品等の調達を推進するよう、御代田町障害者就労施設等からの物品等調達推進方針、

こちらを毎年度定めて運用しております。総務課においてもこの調達推進方針に基づき御代田町社会福祉協議会と役場庁舎清掃業務に関する委託契約を交わし、旧役場庁舎のときから、やまゆり共同作業所の皆様に清掃をお願いしているところでもあります。清掃箇所につきましては役場庁舎内の会議室や通路、階段、トイレなどとなっており、それぞれの単価を決めて委託をさせていただいております。

過去3年間の決算額は、令和3年度が181万4,700円、4年度が187万4,050円、5年度が195万4,600円と少額ではありますが年々増加している状況でございます。

また、契約内容が適正価格であるかとの質問ですが、単価につきましては御代田町社会福祉協議会と協議した上で定めさせていただいたものとなっております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 中山温夫議員。

○7番（中山温夫君） 町がやまゆり共同作業所に委託している庁舎等の清掃委託について、令和6年度において見直しをしていただいたようです。より生産活動の向上に寄与していただいたと聞いていますが、見直しの内容とお掃除などの委託の状況、そして、新たに広がり生まれるような委託事業について町の考えがあるようでしたら、お願いしたいと思います。

○議長（荻原謙一君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

清掃業務に係る請負代金については、令和6年度当初予算の見積りの段階で単価の見直しを行いました。これにより、前年度と比較して10%程度増額した単価で契約させていただいております。

今後も役場庁舎の清掃委託につきましては、昨今の賃金上昇や物価高騰などの状況を勘案し、定期的に単価の見直しを社会福祉協議会と協議するとともに、庁舎外回りの清掃等についても検討したいと、このように考えております。

また、各担当課にも町の障害者就労施設等からの物品調達推進方針の趣旨をもう一度確認してもらう中で、新たな業務についても検討してまいりたいと、このように考えております。

○議長（荻原謙一君） 中山温夫議員。

○ 7 番（中山温夫君） ぜひとも前向きに委託事業の関係を取り組んでいただければというふうに思います。

ちなみに、立科町は町内にあるやまゆり共同作業所と同規模の事業所に対して、令和 4 年度の実績で 3 4 9 万 7, 0 0 0 円を障害者就労施設等から物品等の調達についてその実績を公表しています。清掃の規模や回数については不明ですが、この金額もしっかりと参考にしていただきながら、委託料の増額についてご検討していただきたいというふうに思います。

先ほども申し上げましたが、物価が相当上がっております。働いている障害者の方も、生活がうまく立ち行かなくなっている方もおいでのようですので、ぜひとも障害者の就労の安定、生活の安定について配慮を頂ければというふうに思います。

続いて、役場の障害者雇用についてお聞きしていきます。

障害者の雇用対策として、障害者雇用推進法において公的機関や各法人などに職員数に応じて雇用率を定めています。国や地方公共団体に関しては 2. 8 %、民間企業に対しては現在のところ 2. 5 %が法定雇用率となっています。そういった中で役場の障害者雇用の状況はどのような状況になっているのかお聞きします。

ちなみにですが、タイミングがうまくマッチングしたのか、マッチングしないのか分かりませんが、6 月 4 日の信濃毎日新聞の朝刊に、「御代田町 6 年ぶり障害者雇用率達成」という記事が掲載されてしまいましたが、毎年 6 月 1 日を基準として調査が行われていると思います。過去からの経過も踏まえて、ご答弁をお願いします。

○ 議長（荻原謙一君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○ 総務課長（荻原春樹君） 役場における障害者雇用についてお答えをさせていただきます。

障害者雇用の促進等に関する法律におきまして、常時雇用している労働者の数に法定雇用率を乗じて得た人数以上の障害者を雇用することが義務づけられているところであります。障害者雇用を進めていく根底には共生社会の実現という理念があり、障害に関係なく希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる共生社会をつくっていく必要があります。

障害者雇用は、障害者の特性を強みとして捉え、合致した活躍の場を提供するこ

とで、役場にとっても貴重な労働力の確保につながるところであります。ほかにも障害者がその能力を発揮できるよう、職場環境の改善や職員同士のコミュニケーションの活性化が図られることで、安全で働きやすい職場環境が整えられるとともに、生産性向上やマネジメント力の強化にもつながると考えているところであります。

それでは、役場におけるこれまでの障害者雇用の状況について申し上げます。

先日、信濃毎日新聞社に報道いただいたとおり、令和５年度まで５年連続で法定雇用率を下回った状況にありました。令和４年度で３人が不足していましたが、令和５年度で新たに２人を採用し、不足は１人となりました。しかし、新規採用２人のうち１人が退職し、さらに法定雇用率が０．１％増えたことにより、６年度においては３名が不足することが予想されておりました。令和６年度は２人分に集計される重度障害者１人を含む２人を新規採用できたため、目標であった令和６年度の法定雇用率２．８％を達成したところであります。現状では、重度障害者１人を含む５名の方に勤務を頂いているところであります。

今後、さらに障害者の雇用数を増やしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 中山温夫議員。

○７番（中山温夫君） 現状の中で満たしているということです。ここで障害者雇用について、町長はどのように考えているのか、今後の対応なども踏まえてお考えをお聞きしたいと思います。町長よろしいでしょうか。

○議長（荻原謙一君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 私にもお尋ねということですので、お答えさせていただきたいと思います。

まず、役場の障害者雇用率が５年連続で法定を下回っていたということ、これは大いに反省しなければならないところでありまして、また、この間募集はしているんだけども来ていただけなかった。そこから先にどう対策するか、この対策が出ていなかったということがやはり問題だったろうと思います。受け身の状態が長く続いたということのを反省してまいりたいと思っているところであります。

障害者の皆さんのさらなる雇用を考えるときには、やはり合理的配慮を各課でどのように達成していくのかということが大事でありまして、そこをつい先日も先ほ

どの記事が出たところで各課に向けていろいろ呼びかけをしてきたわけですが、すけれども、これまで5年連続下回っておりましたということは、やはりそれだけ就労の機会が損なわれていたということであろうと思いますので、やはりここからは、むしろ法定の雇用率を上回って雇用していくということが大事なんじゃないかなと思っているわけであります。

もちろん一つには、障害者の方も役場を退職する権利もありますので、そうするとぎりぎりの人数ですと1人欠けた時点でまた次探さなきゃいけないという、非常に総務課の人事担当に負担をかけるところもございますので、そういった意味でも常時1人とか2人とか上回っている、可能であればもっと多くということの基本の路線としてこれからは取り組んでいかなければならないと思っております。

幸い、東信地域には就労支援の施設も、例えばB型からA型にステップアップし、さらにA型から一般就労にステップアップするという、そういうお考えを強く持って活動されている事業所さんもありますので、そういったところと連携しながら、これまでの罪滅ぼしというつもりはないんですけれども、プラスして雇用してまいりたいと思っております。

ちなみに、近々、障害者雇用の先進地であります自治体に私とかあと担当の数名、お邪魔して勉強してまいりたいというふうに思っておりますので、これまでと違う形でレベルを上げて取り組んでまいりたいと思っておりますので、中山議員はじめ、議員各位のご理解をいただければ幸いに存じます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 中山温夫議員。

○7番（中山温夫君） 非常に前向きなご意見を頂きまして、すごくうれしいと思っています。ぜひとも、いっぱい雇用するということは非常に社会通念上においても地域に対しても非常にインパクトが強い影響を与えるというふうに思います。ぜひとも採用をよろしくお願いしたいと思います。

そこで、雇用した人に対して、定着してもらうための就労後の支援も一層重要になってくるのではないかと思います。障害者の方に適した環境や教育の訓練、そして仲間や上司への意識啓発を継続的に実施していくことが求められているのではないかと思います。そういった相互理解を深めていくための方策が必要だと思います。

そこで、役場は障害者などを雇用した方々に定着してもらうための就労後の支援

対策について、どのように考えているのかお伺いします。

○議長（荻原謙一君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

障害者を雇用した際の職場定着に向けて、ほかの職員と同様に業務を習得するための研修などを実施するなど、障害者が職場で十分能力を発揮できるよう配慮するとともに、職場への適応状況を把握し、必要に応じて人間関係の形成を図り、状況に応じ職場環境の改善を行う必要があります。

また、障害者の状況によっては、職場以外の社会生活や医療面など具体的な課題に対しては各種支援機関や医療機関などと連携していく必要があるかと考えております。

いずれにしましても、障害者の方々の職場定着に向けて配属先の部署だけに任せるのではなく、役場職員全員の理解の下、支援していく意識を持つことが重要となります。

このようなことを踏まえ、全職員の意識が深まる、こういった職員研修を実施していくことが求められていると考えております。今後もそれぞれの課題をしっかりと捉え、改善ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、中山議員、いろいろなお考え等があるかと思います。我々にその情報等をまたいただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 中山温夫議員。

○7番（中山温夫君） そんなに情報は持っていないんですけど、いずれにしても、町は雇用主として障害者を採用していくことで、先ほども申し上げましたが、地域社会に対して、あるいは他の法人や事業主に対して大きく影響を与えていくと考えます。障害者を理解していくための研修や毎日の関わりでお互いが理解できていくということは、他の職員同士への配慮や気づきが生まれ、雇用定着が支援できるものではないかと思います。研修などを通じて多様性や包摂性が尊重でき、障害者も踏まえて全ての職員が他人の意見や価値観を理解し、そして異なるバックグラウンドや視点を持つ人々と協力していくことで働きがいのある職場になっていくのではないかと考えています。よろしくお願いします。

続いて、全国的に話題となっております農福連携事業について、町の考えをお聞きします。

福祉関係者や農業関係者以外でも多くの方がこの農福連携という言葉聞き及んでいると思います。ちなみに、農林水産省の令和4年度末の実績で6,250の会社や事業所が取り組んでいるという調査結果が出ています。特に、長野県や新潟県では多くの主体が取り組んでいるということです。

少子高齢社会の進展、あるいは核家族の進行により、この地域でも農業における労働力不足は深刻化しています。

一方で、福祉分野における就農支援の就労機会の確保も困難さを増しています。両者の間で良好な関係が期待できる農福連携に注目すべきと思いますが、いかがでしょうか。

まだ農福連携事業を実施していくという段階ではありませんが、仮に農福連携事業を実施していくということであるとするならば、農業関係者にとって、そして障害福祉関係者にとっても相互利益という状況が生まれ、町にとっても共生社会の実現に向けた一つのツールともなっていくと考えます。

農福連携事業を実施するということを見据えて計画をしていくとするならば、障害者担当の保健福祉課、そして農業政策担当の産業経済課のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（荻原謙一君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

保健福祉課としましては、地域全体で障害のある方の就労を支援していく取組として農福連携は有効な手法であり、障害者の就労や農業全体の展開も踏まえまして重要な取組であると、こんなふうに考えております。

一方で、福祉と農業という異なる分野でもありますので、お互いの理解や協力がなければ事業展開も困難であるというふうに考えております。

障害者のための施策に関する基本的な事項を定めた長野県障害者プラン2024では、「農福連携・林福連携による障害者就労の推進」を掲げ、「作業を委託したい農業者と生産活動の充実を図りたい事業所とのマッチングなどにより、農業に取り組む事業所などへの支援を強化します」と、そういうふうに記載されて

おります。

既に長野県健康福祉部と農政部が連携して人手不足で困っている農業者と、工賃が少なく困っている障害福祉サービスの事業所、就労継続支援事業所とをマッチングして課題解決を図り、双方がウィンウィンの関係を築くための農福連携に取り組んでおり、県内の農業を行っている就労継続支援B型事業所の月額平均工賃は長野県の月額平均工賃よりも高くなっているということでございます。

なお、当町の就労継続支援B型事業所、やまゆり共同作業所でございますが、こちらでも農福連携として令和4年度に長野県セルフセンター協議会からの紹介により、苗ポットの配列作業を受注したこともありましたが、令和5年度はほかの作業との兼ね合いもあって、今のところ実績はなかったということでございました。

事業所での人員の状況や作業内容、その他の作業の受注状況もありますが、町内関係局はもとより事業所などとも連携をして取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 木内産業経済課長。

（産業経済課長 木内一徳君 登壇）

○産業経済課長（木内一徳君） それでは、産業経済課からお答えさせていただきます。

保健福祉課長の答弁と重複する部分もありますが、ご容赦いただきたいと思います。

農福連携は、農業と福祉が連携し、障害のある方が農業分野での活躍を通じて農業経営の発展とともに、障害のある方やある方の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組とされています。

しかし、保健福祉課長の答弁のとおり、農業と福祉の異なる分野が連携して事業を行うことは相互理解と協力がなければ難しいことだと考えます。また、御代田町だけでなく、広域的に農福連携への理解が進むことも必要だと考えています。

今後、御代田町だけでなく、広域的に農福連携が進んでいくことが必要だと考えています。

県内の事例として、松川町の主に果樹栽培を行っている農業法人、株式会社ウィズファームの取組は利用者がリンゴの栽培の場合、枝切りから始まり、収穫・選果などの作業や加工作業に携わっています。

このように県内では果樹栽培で農福に取り組んでいる事例が多いようです。

町内では、農業法人1社がタマネギの収穫作業で農福連携に取り組んでいますが、そこから事業所が増えていない状況です。

現状では、知られていない、生み出しにくい、広がっていかないといった課題があることから、まずは、佐久地域で開催される担当者会議や保健福祉課とも連携して情報共有などに努めていくとともに、生産者や事業者に向けては県が農福連携ガイドブックを発行していること、また、障害のある方に向けては県のホームページで就労支援や農福連携について紹介していること、長野県セルフセンター協議会のホームページで障害者福祉サービス事業所の紹介やマッチング、アドバイスなどを実施していることなど、これらの情報発信に努めていきたいと考えています。

あわせて、生産者や事業者が障害のある方が働きやすい職場環境の整備をした場合の支援制度についても情報発信に努めていくとともに、関係機関との連携にも努めてまいります。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 中山温夫議員。

○7番（中山温夫君） いずれにしても、農業サイドでもう駄目、福祉サイドだけでも行えないということです。どのような先進事例においても、まずは関係者間の学習会だとか、あるいは農作業体験だとか、そういったところで農業者と障害者の関係づくりが重要ではないかと思います。それぞれの担当課同士の連携による少しずつの実践になると思いますが、期待をしていきたいと思います。今後の進捗など、またどこかで聞かせていただければと考えています。

続いて、生活困窮者等を支えた貸付金及び返済、それらを踏まえた相談支援体制事業についてお聞きします。

折しも、本年4月に作成されました町の地域福祉計画の重点項目にもあります総合相談体制の強化を進めていく意味でも、その考え方やその対応について確認をさせていただきたいと思います。

新型コロナ感染拡大により生活困窮者の暮らしを支えるため国が行いました特例貸付金の総合支援金で、厚生労働省に報告によりますと、貸付件数は382万件、総額として1兆4,400億円余りが貸付けされたといわれています。この資金の返済も昨年から実施されてきています。御代田町の貸付けの現状はどうだったのか。

それから、特例貸付金の返済が始まりましたが、住民税非課税世帯は償還免除となっていますが、それ以外の返済の状況や滞納の状況はどのようになっているのか、お分かりになりましたらお願いしたいと思います。

○議長（荻原謙一君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

特例緊急小口資金及び特例総合支援資金生活支援費の貸付けにつきましては、県の社会福祉協議会が所管をしている業務ということでございまして、貸付け事務等は当町では実施しておらないところでございます。町では、貸付件数等の詳細につきまして把握をしておりません。ですから、県社会福祉協議会に確認をした範囲でお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず、特例緊急小口資金の貸付けでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付けを必要とする世帯に対象が拡大され、令和2年2月25日から令和4年9月30日まで特例により貸付けが実施されたもので、現在は受付が終了しております。

貸付数は164件、3,007万円で、償還免除数は47件、857万9,300円とのことでございました。

次に、特例総合支援資金の貸付けは、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯に対象が拡大され、特例緊急小口資金と同様に令和2年2月25日から令和4年9月30日まで特例により貸付けが実施されたもので、こちらも現在は受付が終了しておるというところでございます。

貸付数は119件、5,954万5,000円で、償還免除数は52件、2,609万8,950円とのことでございました。また、延長貸付けは45件、1,940万5,000円、再貸付けは40件、2,031万円とのことでございました。

滞納状況につきましては、県のほうでは「計画に対しての遅滞」と、そういうふうに表現されておりましたが、5月23日の時点で139件、974万7,280円とのことで、こちらは小口資金・総合支援資金延長貸付け、再貸付けの全体の数値でございます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 中山温夫議員。

○7番（中山温夫君） 時間の関係で、次の質問を一つ抜かせていただきますが、最後の質問とさせていただきますと思います。

今回、コロナ禍における特例貸付金の終了後、先ほど課長も言いましたが、長野県社会福祉協議会が相談支援会議を行いました。特例貸付金の相談状況についてのアンケートを行っています。その中で、一時金の資金の借入れや生活困窮だけの問題だけが表出されたということではなく、多くが借受者を取り巻く周辺環境も含めた複合的な課題を抱えた場合が多かったようです。借受人の家族の就労、それから同居家族の障害者や高齢者の介護、子育ての問題やひきこもり、それから困窮高齢者の施設入居に伴い身元引受人などが様々な課題が絡み合って複雑化し、さらに、個人や家族にまたがる課題など複合化していた状況が伺えたと聞いています。

コロナ禍においても、このような非常事態というような状態になったときにおいても、町としては相談支援体制の強化や継続を進めていかなければならないという中です。今後、さらに核家族化が進行していくわけです。人々が暮らしていく上で、課題の複雑化あるいは複合化とともに、多様な生活課題が貸付金等を受けた対象者1人だけで済むという問題ではなくて、対象者を踏まえた世帯や地域の課題として複合的に支援していく包括的支援体制が必要となってきているのではないのでしょうか。

このように地域社会の変化に伴って生じる様々な課題に対して、これからは地域を踏まえての包括支援体制に向けた属性を問わない相談支援、社会とつながりをつくるための支援、それから、交流できる場や居場所づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施していく事業として、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業の実施を行っていかねばならないのではないのでしょうか。町の見解をお願いします。

○議長（荻原謙一君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

高齢者や障害者、子ども・子育てに関する各福祉分野との連携及び多様化、複雑化した生活課題を抱えた方への支援を踏まえた重層的支援体制への視点から、より効果的かつ一体的に全庁的な取組の下、支援を推進していくということは重要だと

いうふうに考えております。

町民の皆様の多岐にわたる生活課題に対応するとともに、町民が必要としているサービスを受けることができるよう、町、保健福祉課の相談窓口を中心とした総合相談支援体制を引き続き維持してまいりたいというふうに考えております。

また、町とともに相談支援体制を構築する社会福祉協議会や地域の民生委員・児童委員、高齢者や障害者、その家族を支援する関係機関などとの情報共有などによる連携強化を推進し、町民に必要な支援へとつなぐことができる体制整備を引き続き図ってまいります。

重層的支援体制の整備は、町において既存の相談支援や地域づくり支援の取組を生かし、子ども、障害、高齢、生活困窮といった分野別の支援体制だけでは対応しきれないような地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものとされております。

支援を必要とする対象者の属性、世代、相談内容を問わず、町全体の体制として、その人に寄り添い、共に支え合う支援体制を構築していくことが重要となりますので、現状の課題を整理し、他自治体で取り組んでいる事例を参考に、さらなる支援体制、職員体制を含めておりますが、そちらの充実を目指し検討してまいります。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 中山温夫議員。

○7番（中山温夫君） ありがとうございます。非常に、今の相談支援体制をこの制度の中に乗っけていくということは不可能ではないというふうに思っています。やはりその行政関係の連携という部分で、どのような連携体制をつくるかということと、そこへ民生委員さんも踏まえてなんですが、地域という枠をどのように絡みあわせるのかということでこの重層的支援体制整備事業というのは出来上がっていくというふうに思っています。

小海町も行っているようですので、ぜひとも前向きに検討をお願いしたいと思います。

それで、この事業はやはり地域というところが一番のキーワードになるというふうに思います。社会構造が変化していく中で町民の様々な課題を抱えながらも、自分らしく最後までこの町の中で暮らしていきたいということが、そういった一人一

人の暮らしと生きがいを持てる地域を共につくっていくことのできる共生社会の実現に向けた事業となっていると思っています。

今後、この事業に向けた体制整備にさらなる期待を申し上げまして、一般質問を終了させていただきます。

○議長（荻原謙一君） 以上で、通告５番、中山温夫議員の通告の全てを終了します。

これにて本日の議事日程を終了します。

明日は、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

散 会 午後 ３時４９分